

平成25年第1回知内町議会定例会（2日目）

- ◎ 招集年月日 平成25年3月8日（金）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成25年3月8日（金） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成25年3月8日（金） 午後 4時02分

◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	泉政栄
2番	木村一	7番	敦澤良子
3番	山田顯	8番	吉田峰一
4番	松井盛泰	9番	森永勉
5番	谷口康之	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 5番 谷口康之 9番 森永勉

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	大館光晴
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	大野樹
産業振興課長	手塚恵一
建設水道課長	佐々木孝幸
出納室長	村上義久
教育長	田中健一
教育次長	村上芳二
給食センター長	（村上芳二）
高校事務長	松崎輝幸
スポーツセンター長	赤田敏美
代表監査委員	村上壽

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	藤谷亘
議事担当係長	野戸英二

平成 2 5 年 第 1 回 知内町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成 2 5 年 3 月 8 日 (金) 午前 9 時 3 0 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 5 番、谷口康之君 9 番、森永 勉君
第 2	議案第 21 号	平成 2 5 年度知内町一般会計予算について
第 3	議案第 22 号	平成 2 5 年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について
第 4	議案第 23 号	平成 2 5 年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について
第 5	議案第 24 号	平成 2 5 年度知内町公共下水道事業特別会計予算について
第 6	議案第 25 号	平成 2 5 年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について
第 7	議案第 26 号	平成 2 5 年度知内町介護保険特別会計予算について
第 8	議案第 27 号	平成 2 5 年度知内町水道事業会計予算について
		議案第 2 1 号から議案第 2 7 号までの 7 議案 一括予算審査特別委員会 (付託質疑)
追加日程第 1 第 9	議案第 29 号 議案第 14 号	平成 2 4 年度知内町一般会計補正予算 (第 1 1 号) について 知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
第 10	議案第 15 号	指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
第 11	議案第 16 号	知内町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
第 12	議案第 17 号	知内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

皆さん、おはようございます。

定例会の 2 日目であります。どうぞ、よろしくお願い致します。

只今の出席議員数は、10 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定にしたがって、5番、谷口康之君、9番、森永勉君を指名します。

直ちに議事に入ります。

● 議案第21号 平成25年度知内町一般会計予算について

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第2、議案第21号、『平成25年度知内町一般会計予算について』から日程第8、議案第27号、『平成25年度知内町水道事業会計予算について』の7議案は、いずれも平成25年度の予算に関連する議案であります。

したがって、この7議案は、一括議題と致したいが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、以上の7議案は、一括議題とすることに決定しました。

これから、議題となった議案第21号から順次、提案理由の説明を求めます。

議案第21号、『平成25年度知内町一般会計予算について』説明を求めます。

本件は、はじめに平成25年度一般会計予算の編成について、副町長から説明を求め、その後、歳出から款毎に順次、担当課長から説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付をさせていただいております、平成25年度一般会計予算の編成についてを説明させていただきます。

はじめに、予算編成の基本的な考え方について、説明をさせていただきます。

我が国の経済情勢は、東日本大震災からの復興需要等を背景に緩やかな回復を続けてきたが、欧州債務危機に端を発した世界経済の減速の影響を受け、現在はその回復も足踏み傾向にあります。更には、尖閣諸島問題をめぐる日中関係の悪化が景気回復に更なる影響を与えており、その長期化が懸念されております。

また、昨年12月に発足した第2次安倍内閣が掲げた経済政策、アベノミクスでございますが、これにより大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略などの3つの方針が示され、金融緩和への期待感から株高・円安が大きく進み、更には13.1兆円にも登る大型の補正予算による緊急経済対策では、公共事業による景気浮揚が期待されているところであり、地域経済への波及が待たれている状況にあります。

一方、総務省においては、地方財政対策における一般財源総額について、平成24年度と同水準を確保することとしたものの、地方交付税（通常収支分）については、地方公務員給与費の臨時特例等により6年ぶりの減額となるなど、今後の地方財政の見通しは、極めて不透明な状況にあります。

こうした状況の中、当町においては、平成21年度決算以降、減債基金繰入がゼロとなり、基金残高も平成24年度決算見込みでは、33億2,269万1千円に達しており、また、実質公債費比率についても、平成23年度決算で、17.4パーセントとなり、目標値であった18パーセントを下回るなど、財政状況の改善傾向がうかがえるところではありますが、今後の見通しについて、楽観視することなく、財政の健全性を高めることを目的になお、一層の効率的な予算編成に努めてまいります。

平成25年度予算を編成するにあたり歳出面では、(1)普通建設事業であります。補助事業費については、スクールバス更新事業、町有林整備事業により、4,240万円の増となり、単独事業費については、地域づくり総合交付金事業、養殖漁場整備事業、町道湯ノ里稲荷線交通安全施設設置工事などのため、1,709万3千円の増加となっております。

普通建設事業費合計では、前年度当初比で5,946万4千円の増加となっております。

また、年度間においては、庁舎耐震改修工事や町民プール及び子供交流センター建設事業など、普通建設事業費として、6億203万4千円の予算計上を予定しております。

次に(2)公債費は、前年度当初比で4,852万2千円の減少となり、償還額は年々、減少傾向にあります。公債費残高についても、平成14年度末でおよそ87億円であったものが、平成24年度末では52億円程度に減少しております。

今後も地方財政措置率の高い、辺地債・過疎債の活用による町財政の負担軽減と公債費の抑制を念頭におきながら、起債の発行を進めてまいります。

一方、歳入面では普通交付税を試算するにあたり、地方財政計画を基本とした上で、なお、当町の特殊事情を考慮して、予算を計上致しました。

具体的には、基準財政収入額は町民税・固定資産税が伸びている背景から、1,400万円増、基準財政需要額のうち「公債費(事業費補正含む)」を4,237万5千円減、地方公務員給与費の臨時特例による影響額を3,200万円減、地方公共団体のこれまでの人件費削減努力が反映される「地方の元気づくり事業費」を2,200万円増と見込み、普通交付税を18億3,550万円、前年度決算額比7,816万5千円減、特別交付税を1億4,300万円、前年度決算見込比1,400万円増、臨時財政対策債を1億5,500万円、前年度決定額比1,010万6千円減と試算しました。

以上、平成25年度予算編成の概要についてご説明致しましたが、当初予算規模では前年度当初比で1億2,500万円増の36億3,900万円となっております。これに補正予算計上予定額を含めた見込みでは前年度比3億4,458万2千円増の42億4,670万7千円となっております。

なお、主な事業につきましては「平成25年度予定事業調」を配布しておりますので、ご参照願いたいと存じます。

次に、平成25年度、年度間財政規模の概要について、ご説明を申し上げますので、3ページをお開きください。

1として、総額は、42億4,670万7千円、うち当初計上で36億3,9

00万円、前年当初比で1億2,500万円の増となっております。

次に2の歳入であります。町税は総額7億103万4千円、前年当初比で3,359万3千円の増、主なものとして、町民税は1億7,652万3千円、うち個人町民税は1億5,226万3千円、固定資産税については、4億7,513万7千円となっております。

次に地方交付税は、総額で20億100万円、うち当初計上19億7,160万円、前年当初比で1,618万6千円の減であります。

次に国庫支出金は総額で、1億5,569万8千円、当初予算同額計上で、前年当初比で599万円の増であります。主な計上額については、児童手当負担金4,706万円、障害者等福祉費負担金4,191万円、保育所運営費負担金2,262万2千円、社会資本整備総合交付金1,140万円、公立高等学校授業料不徴収交付金1,532万2千円、参議院議員通常選挙委託金785万2千円です。

次に道支出金は、総額で3億1,585万5千円、うち当初計上1億6,050万5千円、前年当初比で3,211万8千円の増であります。主な計上額については、保育所運営費負担金1,131万1千円、児童手当負担金1,055万1千円、障害者等福祉費負担金2,095万円、保険基盤安定制度負担金3,350万3千円、重度・ひとり親家庭・乳幼児医療費補助金1,131万9千円、農林水産業費関係補助金は追加分を含め5,102万円、労働費関係、雇用対策であります。この補助金591万9千円、電源立地地域対策交付金は、追加分を含め、1,016万9千円、森林整備加速化林業再生事業補助金は、追加分を含め1億4,545万円です。

次に繰入金は、総額1億4,507万4千円で、うち当初計上8,173万1千円、前年当初比で3,119万2千円の増であります。主な計上額については、教育振興基金繰入で1,370万円、うち奨学資金貸付分で870万円、文化・スポーツ振興事業分で500万円です。ふるさと創生事業基金繰入は1千万円、農林漁業振興基金繰入は追加分を含め3,143万7千円、下水道事業整備促進基金繰入として1,570万円、地域福祉基金繰入金485万円、電源立地地域対策交付金施設維持基金繰入653万3千円。公共施設等整備基金繰入金は、追加分を含め6,285万円です。

次に町債は総額6億6,800万円で、うち当初計上2億9,230万円、前年当初比2,860万円の増となっております。主な計上額については、臨時財政対策債1億5,500万円、道路橋梁債は追加分を含め4,750万円、スクールバス整備事業債2千万円、消防施設整備事業債2,020万円、農業基盤整備事業債580万円、公有林整備事業債820万円、緊急防災減災事業債は、追加分を含め1億4千万円、町民プール建設事業債は、追加分を含め2億1,470万円、過疎地域自立促進特別事業債として5,360万円、うち浄化槽設置整備事業910万円、橋梁長寿命化補修事業660万円、子ども医療費拡大助成事業1,180万円となっております。

5ページをお開きください。次に3の歳出ですが、1点目は人件費であります。歳出のうち、義務的な経費である人件費については、これまで同様適正な定員管

理に努め、基本的にはその増加を抑制する方向で進めて参ります。

なお、平成25年度においては、退職者1名に対し、新規採用2名を予定しております。人件費の増については、未実施である91人事院勧告に基づく給与調整が主な要因となっております。当初予算計上額は、7億9,665万9千円、前年当初比で2,311万3千円の増となっております。

次に一般行政経費であります。一般行政経費は、これまでも経費全般にわたる節減合理化に努力して参りました。しかし、物件費については、除雪対策経費や光熱費の増、補助費については、渡島西部広域事務組合負担金や水産業振興関係事業助成金の増により、昨年度に比べ増加している状況にあります。

アとして、物件費は当初予算計上額5億7,319万2千円、前年当初比4,140万6千円の減となっておりますが、これは増の誤りでありますから、訂正方よろしくお願ひします。イの維持補修費については5,421万6千円で前年当初比127万4千円の減。ウの扶助費については2億6,293万8千円で前年当初比602万7千円の増。エの補助費については5億5,955万6千円で前年当初比4,667万1千円の増であります。

以下、款別予算計上の主な内容は、次のとおりであります。2款の総務費は、総額5億3,778万9千円で、うち当初計上3億6,228万9千円で前年当初比3,081万の増、主な計上事業費については、庁舎耐震改修工事は、追加分として1億7千万円、各町内会館改修工事等887万2千円、参議院議員通常選挙費785万2千円を計上したところであります。

次に3款民生費は総額5億6,546万7千円の計上で、当初予算同額計上をさせていただき、前年当初比1,521万8千円の増、主な計上事業費は、社会福祉総務費で7,283万5千円、老人福祉費で1億665万6千円、心身障害者特別対策及び母子等福祉費で1億667万8千円、介護保険費8,908万6千円、児童措置費1億3,817万3千円であります。

4款の衛生費は、総額2億7,685万円、当初計上2億7,535万円で、前年当初比1,183万2千円の増となっております。主な計上事業費は、各種検診・保健事業で2,793万9千円、湯の里診療所管理運営費1,495万8千円、保健医療総合センター管理費1,118万5千円、清掃費負担金、渡島西部広域事務組合、渡島廃棄物処理広域連合負担金であります。1億3,573万8千円であります。

次に5款労働費は、総額766万5千円の計上で、当初予算同額計上をさせていただき、前年当初比14万5千円の減であります。主な事業費として緊急雇用創出推進事業591万9千円を計上したところであります。6款農林水産業費は、総額2億8,558万8千円、うち当初計上2億6,983万1千円で、前年当初比8,469万2千円の増となっており、主な計上事業は、国営土地改良事業償還金、知内ダム分であります。7,719万1千円、道営農地保全整備事業1,090万1千円、知内ダム管理費で1,168万9千円、町有林整備事業2,202万円、地域づくり総合交付金事業養殖漁場整備事業であります。2,200万円であります。

7款商工費は、総額1億1,043万2千円、うち当初計上1億693万2千

円で、前年当初比161万2千円の増であります。主な事業費として、電源立地地域対策交付金事業は、追加分を含め1,215万7千円、墓地造成事業費2,940万円、こもれば温泉管理運営業務委託として1,700万円であります。

次に8款土木費は、総額3億5,472万6千円、うち当初計上3億3,627万6千円で、前年当初比3,098万2千円の増であります。主な事業費につきましては、浄化槽設置整備事業1,040万円、公共下水道事業特別会計繰出は、追加分を含め1億4,588万8千円、農業集落排水事業特別会計繰出として3,000万2千円、橋梁長寿命化補修事業1,880万円、町道湯の里稲荷線交通安全施設設置工事2,350万円、町道森越稲荷線改良舗装工事ほかは追加分を含めまして2,400万円であります。

9款消防費は、総額2億2,901万9千円で当初予算同額計上させていただき、前年当初比415万円の増であります。主な事業費につきましては、高所放水車、下層部油圧ホース全数交換修理ほかで582万2千円、防火水槽新設工事910万円、消火栓更新工事490万4千円、消防救急デジタル無線実施設計委託639万7千円であります。

次に10款の教育費は、総額10億9,424万4千円で、うち当初計上7億124万4千円で、前年当初比で288万6千円の減であります。主な事業であります。特別支援教育支援事業で1,225万7千円、知内中学校スクールバス更新事業2,400万円、第1町民プール解体工事は追加分で1,500万円、町民プール及び子供交流センター実施設計委託は追加分で2,540万円、町民プール及び子供交流センター建設工事は、追加分として3億5,260万円を計上したところであります。

次に12款公債費については、総額7億1,518万6千円で当初予算同額計上させていただき、前年当初比4,852万2千円の減となったところであります。

以上、平成25年度の予算編成の基本的な考え方について説明させていただきました。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に歳出から款毎に順次担当課長より説明を求めます。

1款議会費、2款総務費、7款商工費の4目公園管理費、9款消防費、12款公債費及び13款の予備費については、総務企画課長。次に3款民生費及び4款衛生費は、生活福祉課長。次に5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費は、産業振興課長。次に8款土木費及び11款災害復旧費は、建設水道課長。次に10款教育費は、次長。

この順に行いますので、まず、議案について副町長からまず説明を求めます。

◎ 副 町 長（網野 真）

議案第21号、平成25年度知内町一般会計予算について。

平成25年度知内町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億3,900万円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は「第1表歳入歳出予

算」による。

第2条、地方債であります。地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第3条、一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は5億円と定める。

第4条、歳入歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項における計上した給料、職員手当等及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用であります。

このあと、各課長より順次説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（大館光晴）

それでは、総務企画課関係の予算の説明をさせていただきます。

91ページをお開きください。1款1項1目議会費に6,669万6千円の計上で、前年比274万3千円の減額となっております。減額の主な内容は、4節共済費で議員共済年金の廃止に伴う特別負担金の減額によるものが主なものとなっております。

次に93ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に1億8,656万8千円の計上で、前年比1,934万円の増となっております。増額の主な内容ですけれども、1節から4節まで職員人件費で1,161万3千円の増、また、19節負担金補助及び交付金で北海道派遣職員給与費負担金として750万円の増。7節賃金では、臨時職員賃金1名分172万7千円の減額によるものです。このうち、職員人件費は職員の異動並びに給与調整によるものです。なお、給与調整ですけれども、職員給与というのは今まで原則的に人事院勧告を尊重し実施してございましたけれども、平成3年に勧告されました昇格改善につきましては、種々の事情により未実施のまま20数年経過してまいりました。このため他の市町村、あるいは、近隣町、更には職員間での給与の不均衡というのが年々拡大してまいりまして、様々な問題が表面化してきていることから、早急に是正する必要あるということから給与調整を行うものであります。

次に95ページをお開きください。2目会計管理費に53万円の計上で前年比と同額の計上となっております。

次に96ページです。3目財産管理費に2,255万8千円の計上で、前年比629万2千円の減額となっております。減額の主なものは、13節委託料で庁舎耐震改修設計業務委託料800万円の減額及び11節需要費で光熱費等の増額によるものとなっております。

次に98ページをお開きください。4目財政調整基金費に696万6千円の計

上で、前年比4万1千円の減額となっております。減債基金から公共施設等維持基金まで積立金利子を計上しております。

次のページです。5目公平委員会費に8千円の計上で、前年度と同額となっております。

次に100ページです。6目の企画総務費に1,091万4千円の計上で、前年比7千円の減額となっておりますが、内容については、前年度と変わるものではありません。

次に101ページです。7目計画調査費15万5千円の計上で、前年比と同額の計上となっております。

次に102ページです。8目広報費に187万1千円の計上で前年比23万8千円の減額となっております。減額の内容は、前年度デジタルカメラ購入費分の減額となっております。

次に103ページです。9目交通安全対策費に431万1千円の計上で、前年費14万5千円の増となっております。増額分につきましては、交通安全車の車検費用分の増が主なものとなっております。

次に104ページになります。10目公害対策費に369万5千円の計上で、前年比19万4千円の減となっております。減額分につきましては、公用車の車検分が減額の内容となっております。

次に105ページになります。11目地域会館管理費に1,988万5千円の計上で、前年比355万8千円の増となっております。増額の内容ですけれども、13節委託料で漁村環境改善総合センターの耐震診断の業務委託料として260万円、15節工事請負費で元町町内会館の外壁改修並びに上雷生活改善センターの屋根葺替工事によるものが主な増額の内容となっております。

次に106ページになります。12目自治振興費に1,653万1千円の計上で、前年費70万円の減額となっております。減額の主なものにつきましては、19節負担金補助及び交付金で、光ケーブル移設工事負担金で173万6千円の減額ですけれども、これは昨年度、渡島知内地区の国道拡幅工事に伴う移設負担金分を計上しておりましたけれども、本年度につきましては、具体的な予定箇所はございません。しかし、およそ年間で見込まれる負担分を計上してございます。また、13節委託料で、武揚松の伐採、せん定委託料として23万9千円の増ですけれども、これは中ノ川改修事業に伴いまして、事業主体である北海道が武揚松の現状を調査したところ、伐採並びにせん定が必要があるということの専門家の指摘があったことから、今回、実施するための経費を計上してございます。

次に、107ページになります。13目職員厚生管理費に167万2千円の計上で、前年比2万5千円の減額となっておりますが、内容的には、前年度と変わっておりません。

次に108ページになります。14目マイクロバス運営費に138万円の計上で、前年比27万1千円の減額ですけれども、減額の内容は、冬タイヤ購入費の減額が主なものとなっております。

次に109ページです。15目諸費に50万円の計上となっておりますが、本年度見込額を計上してございます。

次に110ページになります。2項徴税費、1目税務総務費に4,503万2千円の計上で、前年比680万4千円の増となっております。増額ですけれども、担当職員の異動並びに給与調整による人件費の増が主なものとなっております。

次に111ページです。2目賦課徴収費に936万3千円の計上で、前年比148万6千円の増となっております。増額の主な内容ですけれども、12節役務費で11万円の計上ですけれども、これは昨年度まで、総務一般管理費に計上しておりました税務に係る通信費分を振り替えたことによる増額、更には、13節委託料で、固定資産税の標準宅地鑑定評価業務委託料として127万4千円の計上ですけれども、これは平成27年度、固定資産の評価替えとなることから、不動産鑑定士による評価業務を実施するためのもので、前回、平成22年度と同額の計上となっております。

次に112ページです。3項1目戸籍住民登録費に1,948万円の計上で、140万円の対前年比増となっております。増額の主な内容ですけれども、13節委託料で住民基本台帳ネットワーク機器更新委託料と昨年度、外国人の住民登録システム変更委託料並びに旅券交付用端末機購入費との差額分による増及び職員の異動による人件費の減、それら差引きによるものとなっております。

次に113ページです。4項選挙費、1目選挙管理委員会費として、97万4千円の計上で、前年比5万7千円の減となっております。内容的には、前年度と変わるものではございません。

次に114ページになります。2目参議院議員通常選挙費として、785万2千円の計上ですけれども、7月に予定されております参議院議員通常選挙費にかかる経費として、1節報酬から16節原材料費まで、その所要額を計上してございます。

次に116ページをお開きください。5項統計調査費、1目人口農林商業教育統計調査費として86万円の計上で、前年比60万2千円の増となっております。本年度、漁業センサス並びに住宅統計調査等実施に伴う経費として、1節報酬から19節負担金補助及び交付金まで計上してございます。

次に117ページになります。6項1目監査委員費に118万4千円の計上で、前年費4万2千円の増となっておりますけれども、内容的には、前年度と変わっておりません。

次に総務企画課関連ということで、158ページをお開きください。7款1項商工費、4目公園管理費に3,179万9千円の計上で、前年比928万6千円の増となっております。増額の主なものとして、墓地の造成工事に伴い、用地調査業務委託料並びに工事請負費用地取得費及び立木の補償費として、940万円の増が主なものとなっております。

次に168ページをお開きください。8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費に1,294万8千円の計上で、前年比753万1千円の増となっております。増額の主な内容ですけれども、公営住宅長寿命化計画策定委託料として300万円ですけれども、これは、公営住宅の大規模改修が今後、増えるということが想定されまして、本年度に本計画を策定することによりまして、国庫補助金の交付を受け、実施が可能となることから今回、作成するものであります。また、15

節工事請負費で、すみれ団地物置建替工事費として610万円と昨年度、旧はまなす団地解体工事費231万1千円の差額によるものが原因となっております。

次に169ページです。9款1項1目消防費に2億2,273万3千円の計上で、前年比863万8千円の増となっております。増額の主な内容ですけれども、高所放水車のホース交換並びに修理費、そして、消防庁舎の耐震診断調査費の増によるものとなっております。

次に170ページです。2目災害対策費に628万6千円の計上で、前年比448万8千円の減となっております。減額の主なものは、個別受信機と防災用車両購入費並びに北海道行政情報ネットワーク整備負担金の減が主なものとなっております。

次に201ページです。12款1項公債費、1目元金に6億3,399万4千円の計上で、前年比3,880万9千円の減となっております。本年度の起債償還にかかる元金として計上しております。

次のページです。2目利子に8,119万2千円の計上で、前年比971万3千円の減となっております。同じく本年度の起債償還にかかる利子を計上しております。

次のページです。13款1項1目予備費に300万円の計上で、前年度と同額の計上となっております。以上、総務企画課関連の予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

続いて、生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

118ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に7,283万5千円の計上で、前年対比317万3千円の減額でございます。減額の主なものにつきましては、2節給料から4節共済費の人件費で、昨年4月の職員異動により207万8千円の減と8節報償費と11節需用費で、昨年実施いたしました地域人権啓発活動活性化事業の減額によるものであります。

続きまして、120ページをお開きください。120ページ、2目国民年金費に6万7千円の計上で、前年度対比4万1千円の減額であります。減額につきましては、12節の通信費を減額してございます。3目の老人福祉費に1億665万6千円の計上で、前年度対比194万2千円の増額であります。増額の主なものにつきましては、8節報償費、11節需用費、14節使用料で、高齢者の集い開催費用で75万7千円の増額であります。18節備品購入費で、緊急通報装置50万2千円の増額、19節負担金で後期高齢者連合分の131万7千円が増となっております。20節扶助費で老人福祉施設措置費で152万7千円の減額がありますが、入所者が3名から1名に減となったものであります。

次に123ページ、4目の心身障害者特別対策及び母子等福祉費で1億667万8千円の計上で、前年度対比683万5千円の増額であります。増額の主なものにつきましては、20節扶助費で障害者介護訓練給付費及び自立支援医療費で669万5千円の増額が主なものであります。4月から難病患者の131疾患が対象となることから増額となっております。

次に125ページ、5目の介護保険費に8,908万6千円の計上で、前年度対比671万9千円の増額であります。増額の主なものは、28節繰出金で、介護保険特別会計への繰出金615万4千円が主なものとなっております。

次に126ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に2,199万7千円の計上で、前年度対比281万4千円の増額であります。増額の主なものにつきましては、20節扶助費の子ども医療費で286万4千円の増となっております。

次に2目児童措置費で1億3,817万3千円の計上で前年度対比236万8千円の減額であります。減額の主なものにつきましては、20節扶助費の児童手当で280万5千円の減となっております。対象者の減であります。なお、学童保育施設整備設計費につきましては、町民プールとの合築ということで、教育費に計上されております。

次に128ページ、3目の児童福祉施設費に2,962万5千円の計上で、前年度対比249万円の増額であります。増額の主なものにつきましては、2節給料から4節共済費までの人件費で298万6千円の増と7節賃金で67万円の減であります。これにつきましては、昨年、育児休業しておりました保育士の職場復帰による調整でございます。

次に130ページ、3項1目の災害救助費に35万円の計上で、前年同額となっております。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に4,630万円の計上で、前年度対比532万3千円の減額であります。減額の主なものにつきましては、2節給料から4節共済費までの人件費で、531万8千円の減となっておりますが、保健師1名分の人件費を介護保険特別会計に計上したことによるものであります。

次に132ページ、2目予防費に3,021万2千円の計上で、前年度対比75万1千円の減額であります。減額につきましては、12節役務費の妊婦健康審査料で41万5千円の減ですが、子どもの出生数の減少から減額するものであります。

次に134ページ、3目の環境衛生費820万8千円の計上で、前年度対比201万円の増額であります。増額の主なものにつきましては、19節負担金で木古内火葬場利用負担金が297万5千円の増で、焼却炉の補修並びに屋根塗装内装工事等の実施でございまして、昨年実施しました、墓地の街灯補修賃金原材料93万9千円の減額との精査で追加となっております。

次に4目の診療諸費で1,845万8千円の計上で、前年度対比369万8千円の増額であります。増額の主なものにつきましては、15節工事請負費に旧湯の里診療所の解体工事費として350万円の計上、18節備品購入費で、新しい診療所にストーブの購入設置で27万6千円の計上であります。

次に136ページ、5目保健医療総合センター管理費に1,118万5千円の計上で、前年度対比280万5千円の増額であります。増額の主なものについては、7節賃金と16節原材料で換気扇の補修で60万5千円の増額、11節需用費で燃料費41万5千円の増、13節委託料で健康管理システム改修・保守で151万2千円の増であります。健康管理システムは、現在導入済みであります。

今回の改修につきましては、身障・介護情報や任意の予防接種等を入力し、一括管理するものであります。更に14節使用料及び賃借料で整形レセプト管理用のパソコンリース料として76万6千円の増となっております。

次に2項1目清掃費に1億6,028万2千円の計上で、前年度対比939万3千円の増額であります。増額の主なものにつきましては、13節委託料で塵芥収集の回数の増、燃料費の単価アップ等により109万2千円の増、19節負担金補助及び交付金の渡島西部広域事務組合し尿処理費で、施設整備にかかる負担金として970万8千円が増えているものであります。

138ページ、3項1目上水道費70万5千円の計上で、前年同額となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

続いて、産業振興課長。

◎ 産業振興課長（手塚恵一）

139ページ、5款1項1目労働費に766万5千円の計上で前年対比14万5千円の減であります。要因につきましては、4節共済費から14節使用料及び賃借料まで、昨年実施した緊急雇用創出推進事業費の減、311万9千円と13節委託料で、25年度実施予定の緊急雇用創出推進事業費の増、297万7千円との差額によるものであります。

続きまして、140ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費に392万2千円、前年対比50万3千円の減で、主な要因につきましては、9節旅費で研修旅費の減によるものであります。

141ページ、2目農業総務費3,277万7千円の計上で前年対比21万2千円の増、要因につきましては、4節共済費の増によるものであります。

次に142ページ、3目農業振興費9,681万5千円で、前年対比512万9千円の減であります。要因につきましては、19節負担金補助及び交付金で新規就農青年就農給付金の増が300万円及び戸別所得補償制度推進事業補助金の増が166万2千円並びに23節償還金利子及び割引料で、ダム償還金の減が1千万円による差引きによるものでございます。

続きまして、143ページ、4目農地費1,265万8千円で、前年対比1,088万7千円の増で要因につきましては、19節負担金補助及び交付金で、道営農業農村整備事業負担の増によるものであります。なお、詳細につきましては、予算説明資料、見出しナンバー3、産業振興課関係をご参照いただきたいと思います。

次に144ページ、5目畜産振興費に4万9千円、前年対比1千円の増で、前年と大きく変わるものではございません。

それから、145ページ、6目農村活性化センター公園管理費に257万円、前年対比55万6千円の増で、要因につきましては、18節備品購入費の農村公園簡易トイレ購入に伴う増によるものです。

続きまして、146ページ、7目知内ダム管理費1,168万9千円で、前年対比27万1千円の増です。主な要因につきましては、11節需用費の修理費、12節役務費の通信費、14節使用料及び賃借料のコピー費にそれぞれ増額が生

じたものでございます。

次に2項林業費、1目林業総務費に873万3千円、前年対比498万9千円の増で、要因につきましては、2節給与から4節共済費までの職員の異動に伴う増によるものです。

次に148ページ、2目林業振興費2,132万円、前年対比1,912万2千円の増で、要因につきましては、8節報償費の有害獣駆除謝金等で、75万円の増、13節委託料の森林情報管理システム整備委託料として160万円及び木質バイオマス調査研究委託料で600万円の増、15節工事請負費の林道改良工事費で330万円の増、また、19節負担金補助及び交付金の森林整備対策事業補助金で240万3千円及び知内町地域材活用住宅助成で350万円の増によるものであります。なお、森林整備対策事業及び知内町地域材活用住宅助成につきましては、予算説明資料、産業振興課関係の10ページをお開きいただきたいと思います。予算説明資料、見出しナンバー3の10ページでございます。まず、知内町森林整備対策事業の拡充ということで、25年度より新たな上乗せ助成として実施をしたいと思っております。まず、現状なんです、森林整備に対しては、現在、国及び道の補助を受け、それぞれ実施しているところであります。所有者負担が32パーセントとなっております。それで、町では、平成13年度から植林事業に対する上乗せ助成につきましては、道と協調して実施しておりますが、しかしながら、森林整備の遅れている現状が多いのが実情であります。したがって、知内町森林整備対策事業を拡充しまして、幅広く森林整備に対して支援をしていきたいということで、本助成制度を制定したいということであります。それで、拡充内容であります、とりあえず、平成25年度から29年度までの5年間ということで、制度始めたいと思っております。対象は下刈り・除伐・枝打ち・間伐等の保育事業実施する経費に対する上乗せ補助であります。実際の内容につきましては、その下の表に記載してございますが、植栽については、今現在、道が16パーセント、町が10パーセントということで、合わせて26パーセントの上乗せ助成をしております。それで、実質、それで下刈りにつきましては、1ha当たり7千円ということで、実質補助率では、10パーセントを見込んでおります。ですから、所有者負担が32パーセントですので、それに町が上乗せ10パーセントすることで、所有者の負担は22パーセントということになります。除伐・枝打ち・間伐につきましても、それぞれ1ha当たり、そこに補助金額を記載してございますが、町の実質負担率については、備考欄に記載のとおりであります。それぞれ所有者負担率32パーセントから町の補助率を差し引いていただければ、所有者負担率が出るということになっております。それで、実際の事業費なんです、現在25年度で予定しておりますのが、対象事業面積ということで、約100haを現在、予定しております、それに掛かる補助分と致しまして、240万3千円を見込んでおります。

次に11ページをご覧くださいと思います。知内町地域材活用住宅助成事業であります。これにつきましても、25年度より新たな助成制度ということで、実施をしたいと考えております。本町には、道南スギなど住宅建材に活用できる森林資源が豊富にあるということ、しかし、住宅建材は町外のトドマツ、または、

輸入材が中心でありまして、また、建設においても、ハウスメーカーの進出により、町内工務店による建築が減少傾向にあると。

それから、元町定住団地であります。分譲開始から12年が経過しておりますが、まだ未分譲地が多く残っていると。それから、平成21年度からの3カ年の町内の住宅の着工数を見ますと19棟あるんですが、町内事業者によるものは、概ねその5割になっているということでもあります。それで、この新たな助成制度と致しましては、地域材を使用し、住宅を新築、または増改築する場合に助成をするというもの、ただし、建築においては、町内工務店による施工であるということで、とりあえず、助成期間は、事業期間は、25年度から3カ年ということで、事業を進めてまいりたいと思っております。実際の助成概要であります。下の表に記載しておりますが、新築及び増改築の場合、地域で産出された地域材を構造材として、または、地域で生産された内装材・外装材に使用した場合に、構造材については、1㎡当たり5万円、内装材・外装材については、1㎡当たり5千円という基準で、助成をしたいと思っております。ただし、上限については、新築住宅については、100万円、増改築については、50万円を上限にしたいと思っております。ただ、元町住宅に新築する場合につきましては、今現在、ご承知のとおり、元町定住団地においては、教員住宅を木造化の住宅で今、建設をしております。できれば、元町定住団地については、木造化の地域材を活用した木造住宅のモデル地区にしたいという考え方から、定住団地に建設する場合の新築は、200万円を上限にしたいということで考えております。また、改修・付帯設備に対しては、下に記載のとおりであります。また、欄外に米印記載してございますが、元町定住団地に建築の場合については、内覧見学会の開催、それから、モニター調査等の協力を条件にお願いをしたいということになっております。とりあえず、事業費につきましては、25年度、350万円ということで、見込んでございます。以上で、予算説明資料の方は終わらせていただきまして、予算書の149ページに戻っていただきたいと思っております。

予算書の149ページです。3目造林事業費、2,209万9千円の計上で、前年対比2,111万4千円の増です。要因につきましては、13節委託料の町有林整備事業の増によるものであります。なお、詳細につきましては、予算説明資料の12ページを参照いただきたいと思います。

続きまして、150ページ、4目水源林造成事業費10万8千円、前年対比2万9千円の減で要因につきましては、12節役務費で、昨年、森林共済保険料をかけていたものが、本年度は対象地区がないということで、その減によるものであります。

続きまして、151ページ、5目治山事業費に15万9千円の計上で、前年同額であります。

続きまして、152ページ、3項水産業費、1目水産業総務費に1,583万3千円、前年対比41万4千円の増で、要因につきましては、2節給料から4節共済費までの職員の給与調整に伴う増によるものであります。

続きまして、154ページ、2目水産振興費に4,109万9千円、前年対比3,278万7千円の増で、主な要因につきましては、19節負担金補助及び交

付金で、地域づくり総合交付金事業の養殖漁場整備事業で、2,200万円の増、漁労活動支援対策事業で、166万円の増、漁業収入安定対策事業助成で676万円の増によるものであります。なお、養殖漁場整備事業、それと、漁業収入安定対策事業の詳細につきましては、予算説明資料の方で説明を致しますので、産業振興課関係の14ページをお開きいただきたいと思います。

まず、14ページの地域づくり総合交付金事業の養殖漁場整備事業であります。これにつきましては、新たに養殖施設を50基増設するものと、それから、中間育成ウニの養殖ウニ籠200個を導入するものであります。この中間育成ウニの籠200個につきましては、24年度で高水温により、斃死したものに対し、密度をもっと下げるために、新たにかごを導入し、試験的に導入し、実施するものであります。事業費等については、そこに記載のとおり、総事業費で2,310万円、道補助をいただきまして、補助残、町費を1,100万円ということで見込んでございます。それと、養殖施設50基につきましては、5カ年計画で、今後250基を整備し、養殖転換等に対応していきたいということで考えてございます。

続きまして、15ページ、次のページであります。25年度より新たに組みたいということで、漁業収入安定対策事業の内容であります。安定的な漁業経営の確立に向けては、漁業の共済制度への加入推進が何よりも重要であるために、国庫負担支援制度に上乘せをして、町が助成することで、当町の漁業経営の安定化を図りたいというものであります。それで、实际的に助成対象を検討しておりますのが、そこに記載の表の一番左側ですが、特定養殖共済ということで、まず、中間育成ウニ、それから、特定養殖共済ということで、ホタテ養殖、漁獲共済ということで、サケ定置、これに対する助成であります。それで、まず、中間育成ウニの欄でちょっと説明致しますが、今、着業者、中間育成ウニ、20戸ございます。それで、20戸総体で共済金額が今の試算で9,248万800円ということになっています。これに対する共済掛金が、準共済金と賦課掛金、これ2つ合わせたものが、そこに記載してございませぬけれども、716万7,261円になります。これが共済の掛金額でありまして、率にしますと、7.75パーセントになっています。これに対して、今現在、国の補助が237万5,600円ありまして、実際の漁業者の掛金については、そのとなりの479万1,661円ということになるわけですが、これが率でいいますと、だいたい5.1パーセントになってございます。それで、今回、町が支援をするというのは、ちょっと下の図を見ていただきたいんですが、この共済では、8割までしか共済の対象になりません。通常の保険方式では、8割までしかならないんですが、積み立てプラスという積み立て方式を選択することで、更に1割の補償を受けることができます。それで、これの部分の掛金は、積み立てになるんですが、この1割部分の4分の1の積み立てをすることで、災害が発生した場合は、表の右下に記載しておりますが、国の方から4分の3助成を受けて、補てんを受けることができるという優位な制度になってございます。それと、もう一つ、この積み立てプラスというものに加入すると、更に掛け捨て部分の共済の掛金に対して、更に国からの追加補助もあるということです。そういうことも考慮しまして、町としては、漁業者の経

営安定を図るため、積立てプラスの負担額について助成をしたいということです。ですから、中間育成ウニで言いますと、289万円の負担額分、これを町が支援をしたいということです。着業者20戸ですので、1戸平均に致しますと、約14万円程度の掛金になります。この積立てプラスに加入することで、共済者掛金のとなりに追加補助と欄がありますが、この追加補助を更に国から補助いただけるということで、最終的には、その右隣の共済者掛金281万1,994円ということになりまして、実質の共済掛金については、3パーセントということになってございます。以上、下のホタテ養殖、サケ定置についても、同じような考え方で、町としては支援をしていきたいということと考えております。なお、カキについては、この積立てプラスには、なかなか今の現状では加入できない状況なものですから、カキについては、保険方式8割まで補てんをされる、保険方式で、今現在、加入しているところであります。以上、こちらの方の説明を終わらせていただきまして、予算書の方に戻っていただきます。

予算書155ページです。7款1項商工費、1目商工総務費1,646万8千円、前年対比98万円の増であります。要因につきましては、2節給料から4節共済費までの職員の給与調整に伴う増によるものであります。

次に156ページ、2目商工振興費1,445万2千円、前年対比51万6千円の増で、要因につきましては、今年度実施予定の8節報償費から11節需用費で、消費者行政活性化事業に伴う37万5千円の増と19節負担金補助及び交付金で商工振興指導助成の増、21万6千円が要因となっております。

次に3目観光費、1,138万4千円、前年対比9万1千円の減で、要因につきましては、昨年、実施しました7節賃金での道の駅駐車場区画線引き賃金の減、14万1千円及び9節旅費で、都市と地方との交流推進事業旅費の減、58万1千円、更には、19節負担金補助及び交付金で、観光協会活動助成の増、71万9千円のそれぞれ増減による減であります。

次に159ページをお開きください。5目物産館管理費954万3千円、前年対比8万2千円の減で、要因につきましては、11節需要費で、光熱水費の減によるものであります。

続きまして、160ページ、6目健康保養センター管理費2,328万6千円、前年対比899万7千円の減で、主な要因につきましては、13節委託料で隔年で実施しております、源泉ポンプ保守点検料が、昨年実施した分が減になったものが350万円、それと、15節工事請負費で、昨年実施した冷房機改修費の減、590万6千円によるものが要因となっております。以上、産業振興課関係の予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課関係の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩致します。

再開は、10時55分とします。

（ 休憩 午前10時40分 ）

（ 再開 午前10時55分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、建設水道課関係。建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

161ページでございます。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費に3,247万6千円で、昨年度から63万1千円の増額でございます。これは、人事異動並びに給与調整によるものでございます。

次のページ、162ページでございます。2目下水道整備費に1億8,625万5千円の計上でございます。前年度より1,060万1千円の減額となっておりますが、浄化槽の設置費補助金で、対象基数、昨年12基から、今年度、9基にしてございます。これで、300万円の減。また、28節で下水道事業特別会計繰出金750万円の減額等となっております。163ページ、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費に191万1千円の計上で、前年度より738万1千円の減額となっております。これは、11節需用費、13節委託料で除雪に関する予算を2目道路維持費で組み替えたことによるものでございます。

次をお開きください。164ページ、2目道路維持費に4,468万2千円の計上で、前年度より2,038万7千円の増額でございます。1目道路橋梁総務費に計上しておりました除雪予算を道路維持費に組み替えしたことによります。更に、除雪業務委託料、従前、1,300万円で計上していたところ、今年度、25年度より2千万円に増額しております。更に、除雪ドーザー1台、増大させております。平成25年度は、借り上げで計上しておりますが、補助金を入れた購入を視野に入れてございます。

次のページ、165ページでございます。3目橋梁維持費に1,941万2千円を計上し、前年度より329万4千円の減でございます。これは、長寿命化修繕計画策定が完了したことによります。今年度の修繕事業は、前浜橋・上の沢橋2号橋でございます。

次のページ、166ページをお開きください。4目道路橋梁改良工事費に3,076万3千円を計上し、前年度より2,148万3千円の増額でございます。増額の大きな要因は、昨年度、補正対応致しました、町道湯の里稻荷線交通安全施設設置工事の本年2期目、完成年ですが、当初予算に計上したことによります。本年度事業は、更に町道森越稻荷線の改良工事を予定してございます。

次に167ページでございます。3項河川海岸費、1目河川総務費に782万9千円を計上し、前年度比222万6千円の増額でございます。これは、前年補正対応をした準用河川フキリ川他可動掘削工事を当初予算で計上したことなどによります。

続きまして、200ページをお開きください。200ページ、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費に昨年度と同額の4万5千円を計上しております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に10款の教育費は、教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

教育委員会予算について、ご説明致します。

171ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費に250万円の計上で、前年比54万円の増額となっておりますが、主なものは、9節旅費で隔年実施しています、教育委員海外研修分の増額によるものでございます。

次に172ページから174ページ、2目事務局費に1億1,312万4千円の計上で前年比4,643万5千円の減額となっておりますが、主なものは、2節給料から4節共済費まで、職員の異動に伴う人件費の減額と15節工事請負費では、前年度計上しておりました教職員住宅の建築工事にかかる減額、また、25節積立金の奨学資金償還金では、前年度実績から若干の増額を見込んでおり、これら差引き減額計上となるものであります。

次に175ページから176ページ、3目学校給食センター費に6,387万6千円の計上で、前年比46万2千円の増額となっておりますが、主なものは、11節需用費で、光熱水費の重油代の単価アップによる増額によるものであります。

次に177ページから178ページ、2項小学校費、1目学校管理費に4,799万8千円の計上で、前年対比1,337万2千円の減額となっておりますが、主なものは、15節工事請負費で、前年度計上しておりました、涌元小学校プール屋根改修工事にかかる減額と18節備品購入費で、前年度小学校3校に整備をさせていただきました、教育用パソコンの減額によるものであります。

次に179ページ、2目教育振興費に701万円の計上で、前年比155万2千円の増額となっておりますが、主なものは、11節教科書消耗品や18節備品購入費の教育教材用備品の増額によるものでございます。

次に180ページから181ページ。3項中学校費、1目学校管理費に4,639万1千円の計上で、前年対比2,074万円の増額となっておりますが、主なものは、15節工事請負費で、前年度計上しておりました中学校正面玄関外壁改修工事の減額と18節備品購入費でスクールバス1台、2,400万円で購入にかかる増額分を差し引き、増額計上となるものであります。

次に182ページ、2目教育振興費に688万1千円の計上で、前年比114万3千円の増額となっておりますが、主なものは、18節備品購入費であります。平成24年度から新学習指導要領の全面改定により、中学校の保健体育事業での武道必修化を踏まえ、中学校では、柔道と相撲のどちらかを選択できる教育課程としておりますが、これに剣道を取り入れることによる剣道具や防具等の教育用備品の購入より増額となるものであります。

次に183ページから185ページ、4項高校学校費、1目学校管理費に2億4,185万1千円の計上で、前年比818万7千円の増額となっておりますが、主なものは、2節給料から4節共済費まで、教職員の人事異動に伴う人件費並びに15節工事請負費では、陸上競技用夜間照明設置工事と教職員住宅の解体工事により増額計上となり、19節負担金補助及び交付金では、対象者の減少に伴い、バス等通学費交通助成が減となり、差引き増額となるものであります。

次に186ページ、2目教育振興費に540万7千円の計上で、前年比86万

2千円の減額となっておりますが、主なものは、18節備品購入費で教育用教材備品と吹奏楽用備品の減額によるものであります。

次に178ページから188ページ、5項幼稚園費、1目幼稚園管理費に5,271万3千円の計上で、前年比537万4千円の増額となっておりますが、主なものは、2節給料から4節共済費まで、職員の給与調整による増と15節工事請負費で、遊具室屋根葺替工事の計上により増額となるものでございます。

次に189ページ、2目の教育振興費に74万6千円の計上で、前年対比11万1千円の増額となっておりますが、主なものは、18節備品購入費で、教育用備品の増額によるものであります。

次に190ページ、6項社会教育費、1目社会教育総務費に939万円の計上で、前年比33万2千円の増額となっておりますが、主なものは、8節報償費から12節役務費まで、放課後子ども教室の授業実施に伴う増額によるものであります。

次に191ページから192ページ、2目公民館費に3,996万3千円の計上で、前年比1,418万4千円の増額となっておりますが、主なものは、15節工事請負費で、ふれあい工房外壁改修工事と中央公民館外壁改修工事の計上による増と18節備品購入費では、中央公民館の管理備品であります、椅子の更新により、増額となるのであります。

次に193ページから194ページ、3目郷土資料館費に1,651万4千円の計上で、前年比137万1千円の増額となっておりますが、主なものは、2節給料から4節共済費まで、職員の人事異動による人件費の増と13節委託料では、町史編纂業務にかかる減額分を差し引き、増額計上となるものであります。

次に195ページ、4目青少年交流センター管理費に999万9千円の計上で、前年比46万9千円の増額となっておりますが、主のものは、交流センターに配置の舎監にかかる3節職員手当と4節共済費の増額によるものであります。

次に196ページ、5目文化交流センター費に448万8千円の計上で、前年対比72万4千円の増額となっておりますが、主なものは、13節委託料で交流センターの特別清掃にかかる増と18節備品購入費では、管理備品などの購入により増額となるものであります。

次に197ページから198ページ、7項保健体育費、1目保健体育費に3,039万3千円の計上で、前年対比59万4千円の増額となっておりますが、主なものは、15節工事請負費でスポーツセンター屋外非常階段改修工事の計上と18節備品購入費で、前年度計上しておりました各スポーツ施設を管理備品等の減により、差引き減額計上となるものであります。

次に199ページ、2目町民プール及び子ども交流センター建設事業に200万円計上で、今年度新たに設けた科目であります。当初予算では、建設に向けた設計コンペにかかる落選業者に対する報償費を8節に計上したところでございます。なお、指名業者につきましては、5社を予定しており落選業者1社につき50万円で、4社分を計上させていただいております。以上で、教育費の説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりましたので、次に歳入の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（大館光晴）

それでは、歳入をご説明致します。14ページをお開きください。1款町税、1項町民税、1目個人に1億5,226万3千円の計上で、前年比1,396万6千円の増となっております。前年度の実績見込額を考慮して計上しております。

次に15ページです。2目法人に2,426万円の計上で、前年比173万8,千円の減となっておりますが、本年度の収入見込額を計上してございます。

16ページです。2項1目固定資産税に4億7,153万1千円の計上で、前年比1,942万5千円の増となっております。増額の主なものとしては、北海道電力知内発電所の償却資産の増によるものとなっております。

次に17ページです。2目国有資産等所在市町村交付金に360万6千円の計上で、本年度の収入見込額を計上してございます。

18ページになります。3項1目軽自動車税に1,030万2千円の計上で、同じく本年度の収入見込額を計上してございます。

19ページ、4項1目たばこ税に3,637万7千円の計上で、前年度実績をもとに計上をしております。

20ページになります。5項1目入湯税に269万5千円の計上で、本年度の収入見込額として計上してございます。

21ページ、2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税に1,050万円の計上で、本年度の収入見込額を計上してございます。

22ページ、2項1目自動車重量譲与税に2,400万円の計上で、地方財政計画に基づき、本年度収入見込額を計上してございます。

23ページ、3項1目地方道路譲与税に1千円の計上であります。

次に24ページ、3款1項1目利子割交付金として、100万円の計上ですが、前年度と同額の計上となっております。

25ページ4款1項1目配当割交付金に20万円の計上で、前年度同額の計上となっております。

26ページ、5款1項1目株式等剰余所得割交付金に5万円の計上で、本年度収入見込額を計上してございます。

27ページになります。6款1項1目地方消費税交付金として4,700万円の計上ですが、本年度地方財政計画に基づき、計上をさせていただいております。

28ページになります。7款1項1目自動車取得税交付金に750万円の計上で、本年度収入見込額を計上してございます。

29ページ、8款1項1目地方特例交付金に50万円の計上ですが、本年度地方財政計画に基づき見込額を計上してございます。

30ページ、9款1項1目地方交付税に19億7,160万円の計上で本年度地方財政計画に基づき、更に本町の特殊事情等を考慮しながら、計上しております。なお、特別交付税を含めた年度間では、20億100万円を想定しております。

次に31ページになります。10款1項1目交通安全対策特別金として45万

円の計上ですが、前年度と同額の計上となっております。

32 ページ、11 款分担金負担金、1 項分担金、1 目総務費分担金に 22 万 7 千円の計上ですが、小谷石デジタル中継局整備事業分担金としての計上でございます。

33 ページ、2 項負担金、1 目総務費負担金として 178 万円の計上で、前年度と同額の計上となっております。

34 ページ、2 目民生費負担金として、1, 435 万 7 千円の計上で、保育料負担金から老人福祉負担金まで、本年度収入見込額を計上してございます。

35 ページ、12 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務費使用料 20 万円で、地域会館使用料として、収入見込額を計上してございます。

36 ページになります。2 目民生使用料として、324 万 9 千円の計上で、94 万 9 千円の増となっておりますが、湯の里保育所の使用料を計上してございます。

37 ページになります。3 目農林水産使用料として 283 万 5 千円の計上で、農村活性化センター使用料及び漁港使用料として、収入見込額をそれぞれ計上させていただきますいております。

38 ページになります。4 目商工使用料として 30 万 1 千円の計上ですが、公園墓地使用料並びに物産館使用料について、収入見込額をそれぞれ計上してございます。

39 ページになります。5 目土木使用料として 5, 376 万 8 千円で、住宅使用料から河川敷地使用料まで、本年度収入見込額をそれぞれ計上しております。

次に 40 ページになります。6 目教育使用料で、463 万 3 千円の計上で、高等学校入学検定料からスポーツセンター使用料まで、それぞれ収入見込額を計上してございます。

41 ページになります。2 項手数料、1 目総務手数料に 165 万 9 千円の計上ですが、本年度収入見込額として計上させていただきますいております。

次に 42 ページになります。2 目衛生手数料で、639 万 7 千円の計上で、清掃手数料畜犬登録手数料並びに狂犬病予防注射済表交付手数料として、それぞれ見込額を計上してございます。

43 ページになります。3 目農林水産業費で 5 千円の計上で、前年度と同額の計上となっております。

次に 44 ページです。13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金に 1 億 1, 363 万 3 千円の計上で、保育所運営費負担金から保険基盤安定制度負担金まで本年度収入見込額をそれぞれ計上してございます。

45 ページ、2 項国庫補助金、1 目土木費国庫補助金で、1, 367 万円の計上ですけれども、浄化槽設置整備国庫補助金から住宅耐震改修等国庫補助金まで、本年度事業にかかる国庫補助金として、それぞれ計上してございます。

46 ページになります。2 目教育費国庫補助金で 1, 792 万 5 千円の計上で、256 万 4 千円の昨年比増となっておりますが、増額の主な内容は、スクールバス更新事業の補助金によるものとなっております。

47 ページになります。3 目民生費国庫補助金で 87 万 5 千円の計上ですが、

障害者地域生活支援事業について、本年度収入見込額を計上しております。

48ページになります。3項委託金、1目総務費委託金として、805万円の計上ですが、増額の主なものは、参議院議員の通常選挙委託料としての785万2千円が主なものとなっております。

49ページになります。2目民生費委託金で154万5千円の計上ですが、国民年金委託料及び児童福祉委託金として、それぞれ収入見込額を計上してございます。

50ページになります。14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金で7,754万円の計上ですが、社会福祉道負担金から保険基盤安定制度負担金まで本年度収入見込額をそれぞれ計上してございます。

次に51ページになります。2項道補助金、1目総務費道補助金として5万円の計上で、昨年度31万3千円の減額となっておりますけれども、減額の主なものにつきましては、地域づくり交付金として旅券発行申請に伴う分の30万7千円が主な減額要素となっております。

次に52ページになります。2目民生費道補助金で1,403万7千円の計上で、社会福祉費道補助金から放課後児童健全育成事業道補助金まで、それぞれ本年度収入見込額を計上してございます。

次に53ページです。3目農林水産業費道補助金で4,462万円の計上で、昨年比3,208万9千円の増額となっておりますけれども、増額の主なものにつきましては、造林事業費補助金並びに地域づくり総合交付金事業として養殖漁場整備事業の増額が主なものとなっております。

次に54ページです。4目教育費道補助金で112万8千円の計上ですが、放課後子ども教室推進事業として計上してございます。

次に55ページになります。5目衛生費道補助金に2万3千円の計上で昨年比261万1千円の減額になっております。減額の主な内容としましては、妊婦一般健康診査並びにワクチン接種にかかる道補助金が減額になったということであり、ただ、この減額につきましてはですね、普通交付税で措置されるというふうに只今の情報ではなっております。

次に56ページになります。6目労働費道補助金として591万9千円の計上で、内容につきましては、緊急雇用創出推進事業費道補助金として、見込額を計上してございます。

次に57ページです。7目電源立地地域対策交付金として666万9千円の計上で本年度収入見込額として計上しております。

58ページ、8目商工費道補助金に37万5千円の計上ですが、消費者行政活性化事業として計上してございます。

次に59ページです。3項委託金、1目総務費委託金として842万5千円の計上ですが、徴税費委託金から権限委譲事務委託金まで、それぞれ今年度収入見込額を計上してございます。

次に60ページになります。2目農林水産業費委託金として6万2千円の計上で、前年度と同額の計上となっております。

次に61ページです。3目商工費委託金として58万1千円の計上ですが、観

光事業費の委託金として計上してございます。

次に62ページになります。4目土木費委託金として104万6千円の計上ですが、樋門樋管管理委託金として収入見込額を計上してございます。

次に64ページをお開きください。15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入に1,643万8千円の計上で前年比228万3千円の増額となっております。増額の主な内容としましては、光ケーブル貸付収入として約180万円増が主なものとなっております。

次に65ページをお開きください。2目利子及び配当金で227万6千円の計上ですが、財政調整基金ほか各種基金の積立金利子を計上してございます。

次に66ページになります。2項1目財産売払収入に1,100万円の計上ですが、町有林売払処分として、本年度収入見込額を計上してございます。

次に67ページになります。16款1項1目寄付金に20万円の計上で、前年度同額の計上となっております。

68ページになります。17款繰入金、1項1目特別会計繰入金に4千円の計上であります。

次に69ページです。2項基金繰入金、1目積立金繰入金で8,172万7千円の計上ですが、教育振興基金繰入金から電源立地促進対策交付金施設維持基金繰入金まで、本年度各事業実施に伴う財源分として繰入金を計上しております。

次に70ページになります。18款1項1目繰越金に1千万円の計上で、前年度同額の計上であります。

71ページ、19款諸収入、1項延滞金加算及び過料、1目延滞金に1千円の計上であります。

次に72ページ、2目加算金に1千円として、前年度と同額の計上となっております。

73ページです、2項1目預金利子に10万円の計上で、前年度と同額の計上となっております。

74ページ、3項貸付金元利収入、1目民生費貸付金収入で50万円の計上ですけれども、母子会運営資金の返還金として前年度と同額の計上であります。

75ページ、2目学校給食センター貸付金元利収入200万円の計上で、前年度と同額の計上となっております。

76ページ、3目奨学資金貸付収入として1,385万3千円の計上ですが、本年度償還見込額を計上してございます。

77ページです。4項受託事業収入、1目総務費受託収入として450万円の計上で前年度と同額の計上となっております。

次に78ページです。2目民生費受託事業収入として59万7千円の計上ですけれども、健康審査等にかかる後期高齢者医療広域連合受託事業収入としての計上であります。

次に79ページです。5項1目雑入に2,007万4千円の計上で、本年度収入見込額をそれぞれ計上してございます。

次に80ページです。2目診療所収入1,398万円の計上で、湯の里診療所

収入として、本年度収入見込額を計上してございます。

81ページ、20款1項町債、1目臨時財政対策債として1億5,500万円の計上で、本年度地方財政計画に基づき計上してございます。

次に82ページです。2目土木債として4,520万円の計上ですけれども、過疎地域自立促進特別事業債として浄化槽設置整備事業ほかで1,570万円の計上並びに道路橋梁債として湯の里稲荷線の交通安全施設整備事業として2,950万円の計上であります。

83ページ、3目教育債に2,590万円の計上で、スクールバス整備事業債として2千万円、過疎地域自立促進特別事業債として590万円、それぞれ計上しております。

次に84ページになります。4目消防債に2,020万円の計上で、消防施設整備事業債としての本年度見込額を計上してございます。

次に85ページになります。5目民生債に1,350万円の計上ですが、過疎地域自立促進特別事業債として、子育て支援交付金事業ほか1,350万円の計上となっております。

次に86ページです。6目農業債に1,220万円の計上ですが、過疎地域自立促進特別事業債として640万円並びに農業基盤整備事業債として580万円の計上でございます。

次に87ページ、7目労働債に150万円の計上ですが、過疎地域自立促進特別事業債として、新規高卒者等雇用奨励助成事業として150万円の計上でございます。

次に88ページです。8目林業債で1,770万円の計上ですが、公有林整備事業債として820万円、過疎地域自立促進特別事業債として木質バイオマス研究調査委託事業ほか950万円の計上でございます。

次に89ページです。9目衛生債に110万円の計上で、過疎地域自立促進特別事業債として水疱瘡等ワクチン接種事業として計上するものであります。

続きまして、11ページをお開きください。第2表地方債であります。まず、臨時財政対策債として1億5,500万円、過疎地域自立促進特別事業債として5,360万円、道路橋梁債として2,950万円、スクールバス整備事業債として2千万円、消防施設整備事業債として2,020万円、農業基盤整備事業債として580万円、公有林整備事業債として820万円、それぞれ計上するものであります。なお、起債の方法・利率・償還の方法につきましては、記載のとおりですので、お目通しを願いたいと思います。以上、歳入の説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、一般会計の説明が終わりました。

● 議案第22号 平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に議案第22号、『平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について』の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

議案第22号、平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。

平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億401万6千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金であります。地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、4千万円と定める。

第3条、歳入歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項で計上された予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の款の流用であります。

予算の内容、詳細につきましては、生活福祉課長から説明させていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

それでは、歳出より説明致します。32ページをお開きください。

32ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に254万1千円の計上で、前年度対比78万9千円の減額であります。減額の主なものにつきましては、13節委託料のレセプト点検業務で、74万9千円の減であります。昨年当初で150万円を計上しておりましたが、契約金額が引下げとなる見込みから減額としております。

次に33ページ、2目の連合会負担金に57万8千円の計上で、前年度対比8万円の増額であります。

次に2項徴税費、1目賦課徴収費に218万6千円の計上で、前年度対比20万3千円の減額であります。減額の主なものにつきましては、11節需用費ほかで徴収車の車検整備が本年度ないためであります。

次に35ページ、3項1目運営協議会費に38万4千円の計上で、前年度対比1万5千円の減額であります。

次に2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費に4億円の計上で、前年度対比800万円の減額であります。前年の実績見込みから計上をしてございます。

次に37ページ、2目退職被保険者療養給付費に1,900万円の計上で、前年度対比100万円の減額であります。これにつきましても、前年の実績見込み

により計上をしております。

3目の一般被保険者療養費に400万円の計上で、前年同額でございます。

次に39ページ、4目退職被保険者療養費に10万円の計上で、前年度対比10万円の減額であります。前年の実績の見込みの上、計上をしております。

5目の審査支払手数料に115万3千円の計上で、前年度対比2万7千円の減額であります。これにつきましても、前年の実績を見込んで計上してございます。

次に41ページ、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費に5千万円の計上で、前年同額となっております。

2目退職被保険者高額療養費に258万円の計上で、前年度対比58万円の増額となっております。これにつきましても、前年の実績を見込んで計上してございます。

次に43ページ、3目一般被保険者等高額介護合算療養費に1千円の計上であります。前年同額であります。

このあと、49ページ、葬祭費まで前年同額となっておりますので、説明を省略させていただきます。50ページをお開きください。

50ページ、3款1項後期高齢者支援金等、1目の後期高齢者支援金に7,875万円の計上で、前年度対比307万7千円の増額であります。本年度の負担見込額を計上してございます。

このあと、51ページから56ページまで大きな数値の変更ありませんので、57ページをお開きください。

57ページ、7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金に1,803万5千円の計上で、前年対比549万5千円の減額であります。本年度の負担見込額を計上してございます。

それでは、次に61ページをお開きください。8款1項保険事業費、1目保険衛生復旧費に775万1千円の計上で、前年度対比51万3千円の減額であります。減額の主なものにつきましては、13節委託料の平成24年度に実施の特定保険指導システム改修業務が終了したこと、53万円の減額をするものであります。

このあと、67ページの予備費まで前年同額となっておりますので、説明を省略させていただきます。引き続き、歳入を説明致したいと思いますので、7ページをお開きください。

7ページ、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1億4,960万4千円の計上で、前年度対比293万2千円の増額であります。本年度の徴収見込額の計上をしておりますが、特に滞納繰越分で前年10パーセントと見込んでおりましたものを30パーセントとしております。

次に8ページ、2目の退職被保険者国民健康保険税870万1千円の計上で、前年度対比115万8千円の減額であります。本年度の徴収見込みによるものであります。

次に2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料に5万円の計上で、前年度対比1万5千円の減額となっております。

次に10ページ、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金

に1億2,281万1千円の計上で、前年度対比263万9千円の減額であります。本年度の収入見込額の計上であります。

2目高額医療費共同事業負担金に450万8千円の計上で、前年度対比137万4千円の減額であります。本年度の収入見込額を計上してございます。

次に12ページです。3目特定健診等負担金に142万3千円で、前年度同額の計上となっております。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金に6,334万6千円の計上で、前年度対比1,357万1千円の減額であります。本年度の収入見込額を計上しております。

次に14ページ、4款1項1目療養給付費交付金に1,468万6千円の計上で、前年度対比76万3千円の増額であります。本年度の交付見込額を計上してございます。

5款1項1目前期高齢者交付金に1億7,264万4千円の計上で、前年度対比314万3千円の増額であります。社会保険診療報酬支払基金からの交付見込みを計上してございます。

次に16ページ、6款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金に450万8千円の計上で、前年度対比137万4千円の減額であります。負担金の収入見込額を計上してございます。

次に2目の特定健診等負担金142万3千円の計上で、前年同額となっております。

次に18ページ、2項道補助金、1目財政調整交付金に3,705万4千円の計上で、前年度対比90万2千円の減額であります。本年度の交付見込みを計上してございます。

7款1項1目共同事業交付金に8,401万4千円の計上で、前年度対比187万9千円の増額であります。本年度交付見込みを計上してございます。

次に20ページ、8款財産収入、1項財産運用収入、1目の利子及び配当金に1千円の計上で、前年同額となっております。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に3,868万6千円の計上で、前年度対比20万3千円の減額であります。本年度の繰入見込みによるものであります。

次に9款繰入金、2項1目基金繰入金1千円から、31ページの11款諸収入の雑入まで前年同額の計上となっておりますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

● 議案第23号 平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に議案第23号、『平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第23号、平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。

平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,868万1千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は「第1表歳入歳出予算」による。

歳入歳出の予算内容につきましては、生活福祉課長より説明をさせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

それでは、歳出より説明を致します。12ページをお開きください。

12ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に206万円の計上で、前年度対比29万2千円の増額であります。増額につきましては、13節委託料の健康診査分で29万2千円の増であります。健康診査の委託単価の変更によるものであります。

次に13ページ、2項徴収費、1目の徴収費27万1千円の計上で、前年度対比1万6千円の減額であります。大きく変わるものではありません。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に5,634万7千円の計上で、前年度対比220万2千円の増額であります。北海道後期高齢者医療広域連合への負担金の見込みであります。

このあと、15ページの保険料還付金から17ページの予備費まで、前年同額の計上となっておりますので、説明を省略させていただきます。

引き続き、歳入を説明致します。5ページをお開きください。

5ページ、歳入1款1項1目後期高齢者医療保険料に3,448万6千円の計上で、前年度対比320万円の増額であります。本年度の収入見込額の計上であります。

次に6ページ、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料に1千円の計上で、前年同額であります。

3款1項1目一般会計繰入金に2,419万円の計上で、前年度対比72万2千円の減額であります。事務費繰入金から保険基盤安定繰入金まで、それぞれ本年度の繰入見込額を計上しております。

次に8ページの繰越金から11ページの雑入まで、前年同額の数値となっておりますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

● 議案第24号 平成25年度知内町公共下水道事業特別会計予算について

◎ 議長（伊藤政博）

次に議案第24号、『平成25年度知内町公共下水道事業特別会計予算について』を説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第24号、平成25年度知内町公共下水道事業特別会計予算について。

平成25年度知内町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,459万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は「第1表歳入歳出予算」による。

歳入歳出予算の内容につきましては、建設水道課長から説明をさせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

11ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に1,469万8千円の計上で、前年度比58万5千円の増額でございます。これは人事異動と給与調整が大きな要因でございます。

次のページをお開きください。12ページでございます。2目施設維持費に6,181万6千円の計上で、前年度から1,614万3千円の増となっております。大きな要因は、13節委託料で公共下水道長寿命化計画策定業務委託料540万円、公共下水道事業計画認可区域に係る委託料で160万円、15節工事請負費で重内地区公共下水道管渠付設工事に370万円でございます。長寿命化計画は、電気計装監視システムの更新時期を迎えるにあたりまして、国土交通省との協議資料をつくるものでございます。また、事業計画の認可変更は、現認可が平成25年度で満了することから、認可期間の変更するものでございます。15節工事請負費で計上の重内地区の管渠工事は、重内地区に新たに店舗が建設される予定があることから、新たに50m下水管を付設するものです。施工場所につきましては、説明資料見出し4の10ページをご覧ください。

続きまして、次のページ、14ページでございます。2項公債費、1項公債費、1目元金に8,880万8千円でございます。公債費償還元金が前年度より1,227万2千円の減額でございます。

次に15ページでございます。2目利子1,926万8千円でございます。公債費償還利子が前年度より150万6千円減額となっております。

続きまして、歳入をご説明致します。5ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料が3,560万円で、前年度より40万円増でございます。一般世帯の増加を見込んでおります。

次のページでございます。2項手数料、1目手数料に工事検査手数料として5万円の計上でございます。昨年と同額でございます。

7ページ、2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金では、社会資本整備交付金として350万円の計上でございます。これは、長寿命化計画

委託と認可変更委託にかかる国庫補助金でございます。

次のページ、8ページでございます。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で1億4,543万8千円の計上でございます。昨年度から97万円の減額でございます。

次のページ、9ページ、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に1千円の計上でございます。これは昨年度と同額です。

次のページでございます。5款諸収入、1項雑入、1目雑入、これも昨年と同様1千円の計上でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

● 議案第25号 平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計
予算について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に議案第25号、『平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計
予算について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

議案第25号、平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算に
ついて。

平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算は、次に定めると
ころによる。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
3,771万5千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は「第1表歳入歳出
予算」による。

歳入歳出の内容につきましては、建設水道課長よりご説明をさせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

12ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費
に14万7千円の計上で、前年度から12万4千円の減額でございます。これは、
19節下水道利用促進補助金の減額によるものでございます。

次のページ、13ページ、2目施設維持費に862万4千円の計上で、前年度
から59万6千円の増額となっております。これは13節委託料の増額によるも
のでございまして、今年度クリーンセンター脱臭用活性炭の交換、無停電電源装
置の更新を計画してございます。

続きまして、14ページ、2款公債費、1項公債費、1目元金に2,535万
2千円の計上でございます。公債費償還元金の減により前年度比639万3千円
の減額でございます。

次のページでございます。2目利子に359万2千円の計上で、前年度から55万3千円、これは公債費償還利子の減額でございます。

次に歳入でございます。5ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料に270万円の計上でございます。前年度から3万円の増加を見込んでおります。

次のページでございます。2項手数料、1目手数料に工事検査手数料として前年度と同額の1万円の計上でございます。

次に7ページでございます。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に3,000万2千円の計上でございます。前年度より650万4千円の減額でございます。

次に8ページをお開きください。2項基金繰入金、1目農業集落排水事業償還基金繰入金として、昨年と同額の500万円の計上でございます。

次に9ページです。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金として、昨年度と同額の1千円でございます。

次に10ページをお開きください。4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金に農業集落排水事業償還基金利子として、昨年同額の1千円の計上でございます。

次のページ、雑入につきましても、昨年と同額の1千円の計上でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

区切りが付いたところで、若干、早いのですが、昼食のため暫時休憩致します。再開は、午後1時と致します。

（ 休憩 午前11時49分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

予算関連の説明を行っております。

● 議案第26号 平成25年度知内町介護保険特別会計予算について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に議案第26号、『平成25年度知内町介護保険特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

議案第26号でありますけれども、予算の提案の前に脱字が1字ありましたので、大変、申し訳ありませんけれども、訂正方お願いしたいというふうに思います。第1条の2行目です。介護ハイフンあってビスとなっておりますけれども、カタカナのサが抜けておりますので、脱字がありました。大変、申し訳ございません。よろしくお願い致します。

それでは、改めて説明をさせていただきます。議案第26号、平成25年度知内町介護保険特別会計予算について。

平成25年度知内町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ4億4,854万9千円、介護サービス事業勘定歳入歳出それぞれ403万2千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金であります。地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、保険事業勘定3千万円と定める。

第3条、歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

このあと、歳入歳出につきまして、生活福祉課長から説明を致しますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

それでは、歳出より説明致します。31ページをお開きください。

31ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費に309万6千円の計上で、前年度対比51万1千円の減額であります。減額の主なものにつきましては、11節需用費ほかで介護保険車の車検整備等にかかる経費であります。18節備品購入費で、パソコン更新の減で17万4千円を減額しております。

次に32ページ、2項徴収費、1目の賦課徴収費に10万9千円で前年同額であります。

3項1目介護認定審査会費に367万5千円の計上で、前年度対比6万円の減額であります。

次に34ページ、2目の認定調査費に327万3千円の計上で、前年度対比2千円の減額であります。

次に4項運営協議会費、1目介護保険運営協議会費に8万6千円の計上で、前年度対比2千円の減額であります。

次に36ページ、2款1項保険給付費の1目介護サービス等給付費に4億611万1千円の計上で、前年度対比345万8千円の増額であります。これにつきましては、本年度の給付見込みにより増額をしております。

次に2項1目高額介護サービス等給付費に725万円の計上で、前年度対比25万円の増額であります。本年度の給付見込みによります。

次に38ページ、2目の高額合算介護サービス等給付費に185万円の計上で、前年度対比20万円の増額であります。これにつきましても、本年度の給付見込みによる増額であります。

次に3項その他諸費、1目の審査支払手数料に50万円の計上で、前年同額であります。

次に3款1項基金積立金、1目介護保険事業基金積立金に1千円の計上で、前年度対比2万7千円の減額であります。

次に4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目の特定高齢者施策事業費に803万4千円の計上で、前年度対比739万3千円の増額であります。増額の主なものにつきましては、2節給料から4節共済費の人件費1名分で、前年度まで一般会計に計上したものを本年度から介護会計に計上し、一部補助対象としております。この金額につきましては、745万8千円となっております。

次に42ページ、2目の一般高齢者施策事業費に313万1千円の計上で、前年同額となっております。

2項包括的支援事業費任意事業費の1目包括的支援事業費に1,090万7千円の計上で、前年度対比26万2千円の増額であります。増額の主なものにつきましては、2節給料から4節共済費の人件費分で、給与の調整によるものであります。

次に44ページ、2目の任意事業費に51万5千円の計上で、前年同額であります。

次に5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に1目の第1号被保険者保険料還付金に8千円の計上で、目の新設であります。

次に46ページ、2目の償還金に1千円の計上で、目の新設であります。

次に3目第1号被保険者還付加算金1千円の計上で、前年度対比9千円の減額となっております。

48ページ、2項繰出金、1目一般会計繰出金に1千円の計上で、前年同額となっております。

引き続き、歳入を説明致します。5ページをお開きください。

5ページ、歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料に7,109万9千円の計上で、前年度対比97万2千円の増額であります。本年度の収入見込額により増額をしております。

次に6ページ、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料に1万円の計上で、前年同額となっております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金に7,226万2千円の計上で、前年度対比78万2千円の増額となっております。本年度給付見込みによる負担金となっております。

次に8ページ、2項国庫補助金、1目調整交付金に2,702万1千円の計上で、前年度比25万5千円の増額であります。介護給付サービス費総額の6.5パーセントを計上しております。

次に2目の地域支援事業交付金の介護予防事業であります。127万4千円の計上で、前年度比33万2千円の増額であります。介護予防事業費の25パーセントの計上となっております。

次に10ページ、3目地域支援事業交付金の包括的支援事業任意事業であります。291万3千円の計上で、前年比1万1千円の増額であります。包括的支

援事業任意事業の見込額であります。

4款1項1目介護給付費交付金に1億2,471万4千円の計上で、前年比117万3千円の増額であります。給付見込額の30パーセントの計上となっております。

次に12ページ、2目地域支援事業交付金に147万7千円の計上で、前年比38万3千円の増額であります。介護予防事業の見込みの計上であります。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金に6,284万3千円の計上で、前年比48万8千円の増額であります。今年度給付見込額に対する負担金であります。

次に14ページ、2項道補助金、1目地域支援事業交付金の介護予防事業であります。63万7千円の計上で、前年比16万4千円の増額であります。介護予防事業の見込みの計上であります。

2目の地域支援事業交付金の包括的支援事業任意事業であります。145万7千円の計上で、前年比7千円の増額となっております。

次に16ページ、3項1目の財政安定化基金交付金であります。本年度の計上はございません。

6款道財産収入、1項財産運用収入、1目の利子及び配当金に1千円の計上があります。

次に18ページ、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金に5,196万4千円の計上があります。前年比48万7千円の増額であります。給付見込みの12.5パーセントの計上となっております。

2目の地域支援事業交付金の介護予防事業に63万7千円の計上で、前年比16万5千円の増額となっております。

次に20ページ、3目地域支援事業交付金の包括的支援事業任意事業であります。145万6千円の計上で、前年比6千円の増となっております。

4目のその他一般会計繰入金に1,631万7千円の計上で、前年比549万6千円の増額であります。本年度見込額で人件費1名分の増によるものであります。

次に22ページ、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金として842万8千円の計上で、前年比452万3千円の増額であります。本年度の給付見込みによる増となっております。

3項1目介護サービス事業勘定繰入金で403万2千円の計上で、前年比23万2千円の増額であります。居宅介護支援サービス計画費の繰入であります。

このあと、24ページの繰越金から30ページの雑入までは、前年同額のため省略をさせていただきます。

次にサービス事業勘定を説明致します。54ページをお開きください。

54ページ、1款諸支出金、1項繰出金、1目保険事業勘定繰出金に403万2千円の計上で、前年比23万2千円の増額であります。

引き続き、歳入を説明します。53ページをお開きください。

53ページ、歳入、1款サービス収入、2項予防給付費収入、1目の居宅支援サービス計画費収入で403万2千円の計上で、前年比23万2千円の増額とな

っております。以上で説明を終わらせていただきます。

● 議案第27号 平成25年度知内町水道事業会計予算について

◎ 議長（伊藤政博）

次に議案第27号、『平成25年度知内町水道事業会計予算について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第27号、平成25年度知内町水道事業会計予算について。

第1条、総則でございます。平成25年度知内町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量でございます。業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水件数、知内上水・湯の里簡水・小谷石簡水、合計で2,181件です。
- (2) 年間総給水量、同じく3箇所合わせまして、848,000トンです。
- (3) 1日平均給水量、2,323トン。
- (4) 主要な建設改良事業、上水施設改良費として2,607万円、配水設備改良費として800万円、営業設備費として1,765万7千円、消火栓設置費として492万円でございます。

第3条、収益的収入及び支出。収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

収入でございます。1款水道事業収益で1億1,704万9千円、1項営業収益が1億1,574万6千円。2項、営業外収益が130万2千円、3項、特別利益として1千円でございます。

次のページをお開きください。支出でございます。1款水道事業費用として合計9,017万1千円。内訳は、1項営業費用として8,719万3千円、2項営業外費用297万7千円、3項特別損益1千円でございます。

第4条、資本的収入及び支出。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額5,826万7千円は、減債積立金654万円及び過年度分損益勘定留保資金5,172万7千円で補てんするものとする。）

収入でございます。1款資本的収入合計予定額545万5千円でございます。内訳は1項工事負担金として492万円、2項他会計補助金として53万5千円となります。

支出でございます。1款資本的支出6,372万2千円でございます。内訳は、1項建設改良費として5,646万7千円、2項企業債償還金として707万5千円でございます。

次のページ、第5条、議会の議決を経なければ、流用することのできない経費。次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、

または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費予定額 3, 366万6千円でございます。

第6条、他会計からの補助金、営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は70万5千円である。

第7条、棚卸資産購入限度額でございます。棚卸資産の購入限度額は1千万円と定める。

予算実施計画で詳細ご説明致しますので5ページをお開きください。

平成25年度知内町水道事業会計予算実施計画でございます。大きな点だけ説明させていただきたいと思っております。

まず、収益的収入及び支出の収入の部でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益で、1億1,500万円、これは前年度並みの計上でございます。25年度に発電所の定期点検がありまして、水量の増加が見込めないというところから昨年並みの計上を致しました。

次のページでございます。2項営業外収益、1目受取利息及び配当金で有価証券利息が96万円で、前年度から66万円の減額となっております。これにつきましては、高利率時代の国債が満期になったことによる減額でございます。

次のページでございます。支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費の修繕費のところは95万2千円の計上で、前年度から497万8千円の減額となっております。今年度、大きな修繕予定がないこと、また、昨年修繕費で計上しておりました電気計装保守点検費を今回委託料の方に組み替えておりますので、そのことによる減額でございます。また、委託料が、900万3千円で計上しておりまして、前年度から663万8千円の増額となっておりますが、先ほど申し上げました予算の組み替えのほかに元町浄水場配水池耐震診断業務委託を計上したことによりまして、元町の浄水場には1,000トンと1,400トンの配水池がありますが、大きな地震で池に被災があると、下流域に大きな被害があることが予想されますので、耐震診断を実施するものでございます。

次に2目配水及び給水費でこれは7ページと8ページにまたがりまして、本年度配水及び給水費1,283万4千円で、前年度から148万1千円の増額となっております。燃料費と修繕費で増額されておりますが、燃料費は昨年、総係費で計上した公用車1台分を2目へ組み替えております。修繕費は決算見込みで計上したことにより増額しております。

次に3目の総係費でございますが、2,902万4千円で、前年度から166万4千円の増額となっております。これは給料調整により増額のほかに水道技術管理者資格取得のための旅費研修費でございます。この水道技術管理者資格というのは、今回条例制定で提案させていただくことになっておりますが、水道法に決められて設置が義務付けられている有資格者でございます。今回、この研修に参加させることによって、水道技術管理者の資格取得を目指しております。更に、保険料で小谷石の浄水場に損害保険をかけたことによって増額しております。

続きまして、11ページをお開きください。資本的収入及び支出の、収入の部

でございます。1款資本的収入、1項工事負担金、1目工事負担金が492万円で、前年度から50万2千円の減額でございます。これは消火栓の設置が昨年より1箇所減ったことによることでございます。

次のページをお開きください。1款資本的支出でございます。1款資本的支出でまず、3目のですね、営業設備費の備用品費、これで今年度1,400万円計上しております。そのうち公営企業会計システム導入費として1千万円計上しております。これは、47年ぶりに地方公営企業法が大幅に改定され、企業会計処理が大きく変わることになりまして、これをきっかけと致しまして、人件費の削減とですね、誰もが誤りなく公営企業法に基づいて会計処理ができるように、新たに企業会計システムを導入するものでございます。また、夏のろ過池の運搬、それと冬の浄水場の狭隘な箇所の除雪のため、タイヤショベルの購入費ということで400万円計上しております。また、1目の上水施設改良費では、小谷石の浄水場に水質監視機器を設置するということと、それとタイヤショベル車庫の設置費を計上しております。また、委託料では、湯の里浄水場改修工事の設計委託1,040万円計上しております。

2目配水設備改良費で、今年度、小谷石・涌元・元町、3箇所の更新工事800万円を計上しております。施行箇所につきましては、説明見出し資料4の11ページをご覧ください。

次に13ページの平成25年水道事業会計資金計画書をご説明致します。受入資金と致しまして、1の前年度繰越金から5の資本的収入までの合計が4億4,296万4千円でございます。支払資金と致しまして、1の前年度営業未払金から8の当年度分消費税中間納付額までの合計が1億2,954万3千円、差引として3億1,342万1千円と計画しております。

続きまして20ページをお開きください。平成25年度の予定損益計算書でございます。1営業収益、(1)の給水収益から(3)のその他営業収益まで、合計が1億1,025万2千円でございます。2の営業費用といたしまして、(1)の原水及び浄水費から(6)のその他営業費用まで合計致しまして8,452万3千円。営業利益として差引2,572万9千円となっております。

続きまして、3項営業外収益でございます。(1)受取利息及び配当金から(3)雑収益まで合計して130万1千円、4の営業外費用として支払利息・雑支出、合計297万2千円、営業外収益と営業外費用の差引きがマイナス167万1千円でございます。以上から経常利益、今年度2,405万8千円、特別利益・特別損失加味しまして当年度純利益と致しまして2,405万8千円を計画しております。前年度の繰越利益剰余金217万2千円がございますので、当年度未処分利益剰余金として2,623万円を計上しております。なお、平成25年度の予定貸借対照表につきましては説明を省略させていただきたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

以上で、一括議題の7議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮り致します。只今議題の7議案については、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査終了まで審議することに致し

たいが、この取扱いにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

暫時休憩致します。

(休憩 午後 1時23分)

(再会 午後 1時23分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に平成25年度予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長から報告します。

委員長に敦澤良子君、副委員長に西山和夫君、以上のとおり選任することにし、委員会の構成は、そのように決定しました。

● 議案第29号 平成24年度知内町一般会計補正予算(第11号)について

◎ 議 長 (伊藤政博)

お諮りします。只今、町長から議案第29号、平成24年度知内町一般会計補正予算(第11号)が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程とし議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議案第29号、平成24年度知内町一般会計補正予算(第11号)を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定致しました。

只今、議案を配付致します。

追加日程第1、議案第29号『平成24年度知内町一般会計補正予算(第11号)について』を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (大館光晴)

議案第29号、平成24年度知内町一般会計補正予算(第11号)について。

平成24年度知内町一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,032万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正です。繰越明許費の追加は「第2表繰越明許費補正」による。

それでは、5ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、4目財政調整基金費から1,250万円を減額し、1億7,532万9千円とするものです。25節積立金で、公共施設等整備基金積立金を減額するものとなっております。

次に6ページです。6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産振興費から2千万円を追加し、4,726万円とするものです。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業として13節委託料で、調査設計委託料800万円、並びに15節工事請負費で1,200万円の追加ですけれども、これはこの度の国の補正予算に伴い要望しておりました事業でありまして、今回、採択の通知があったことから追加をするものであります。

7ページです。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費に100万円を追加し、978万2千円とするものです。11節需用費で燃料費ほか100万円を追加するものであります。

次のページです。2目道路維持費に970万円を追加し、4,629万5千円とするものです。13節委託料で町道除排雪業務委託料として追加をするものであります。

それでは、続きまして、歳入の方をご説明致します。4ページをお開きください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目農林水産業費国庫補助金1,820万円を追加するものです。水産業費国庫補助金として農山漁村活性化プロジェクト支援交付金として1,100万円の追加、地域の元気臨時交付金として720万円をそれぞれ追加するものであります。

続いて、繰越明許費を説明致します。3ページをお開きください。

繰越明許費の追加であります。6款農林水産業費、3項水産業費に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業として2千万円を追加するものであります。以上、よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により歳出から行います。質疑ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

事業の目的を見ますと、何かいまいちピンとこない、特にこの親水広場というのは、これは新橋の下でもやってですね、全然利用されなくて、所管でも指摘をしているんですね。それにも関わらず、またこれを作るという、一体となった事業だから仕方がないと言えば確かに仕方がないかもしれませんが、なぜ、こういう無駄なことをあえてしなければならぬのかなというふうに感じているのですが、所見をお尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（手塚恵一）

ご説明致します。説明資料の方でご説明致しますが、この事業につきましては、平成24年から27年度までの3カ年の事業でありまして、3カ年総事業費がそこに括弧書きで記載の4千万円であります。このうち、国からの補助金、交付金につきましては、55パーセントの2,200万円を想定しております。このうち、24年度補正では、事業費2千万円に対して1,100万円ということになっております。それで、事業内容につきましては、24年度の補正は魚道設置ということになっております。それで、この農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の目的であります。農山漁村の活性化を図るために、交流人口の増、それから定住促進を図るといのが大きな目標になっております。その目的に合致するような形で今回、新たな魚道を設置することで、知内町の前からの豊かな資源があります、天然アユ、それらの資源回復を図るだとか、また、親水広場を新設することで、知内川の河川環境の保全、改善、それらの意識啓発を図ることで、知内川河川環境改善をさせ、ひいては、サケの遡上等にも効果が発現できるような事業にしたいということで考えております。以上のことでご理解をいただければと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

4番。

◎ 4番（松井盛泰）

やっていること全て作文でしょ。これをやることによって交流人口どうして増える。まず、この辺から。それから、定住人口等にこれ定着しているみたいですけども、何かへりくつじゃない。全然、これだったら。ただ、あっさり言えばいいんだよ。アユならアユだけで、この知内川でそのアユで楽しむんだということだけでいいんじゃないの。なぜ、そんなことまでやらなきゃならないのかな。それと、河川環境の改善どうのこうの言うけれども、新橋の下やっていて、あれ河川環境になった。また同じものを作ろうとしているんですよ。丸っきりこれをやる理由というのが見当たらないんですが、もう一度。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（手塚恵一）

ご説明致します。確かに目的の大きなものは、アユを遡上できるような環境整備をして、資源を増やし、それで、今現在もアユの釣り大会、同好会の方々がそれぞれ実施をしておりますが、資源回復することで、更に町としても積極的に関わって、町外からの交流人口も増やしていきたいという考えを持っております。また、親水広場ですけども、こちらの方もですね、今現在、郷土資料館を中心に様々な自然環境学習を実施しておりますが、これらについても、知内川については、江戸時代から献上サケを実施したという歴史ある河川であることを十分、町外にもアピールしながら、その辺の事業展開も考えたいというふうにして考えています。そういうことで、交流人口の増加を図っていきたいということで思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

補足説明をさせていただきます。今回の事業、確かにこの事業だけをとると、今、4番議員の指摘、該当するかなと思いますけれども、私は全体の先般もちよっと議員の皆様方に説明を申し上げたんですけれども、知内川全体の復元を目指しているということでございます。そんなことから、まず、初年度として、1番、今、大きな課題となっていた重内頭首工への魚道を設置することによって、今、アユを1つのメインとしていますけれども、そのほかにサクラマス、それから、ヤマメ、そういう小さい魚が今の魚道ではどうしても上がれないという1つの課題がありました。そんなことから、今回、町事業として、取り組ませていただいて、これをきっかけとして、北海道に対しては、知内川の全体の環境を見てくれと、調査してくれと、その中で、中州の解消、それから、柳の繁茂していて、川の流れを阻害している、そういうものも全て対処していただきたいという話で、これはある程度、年数をかけた中で、知内川の復元に取り組みたいという考え方で今回、町事業としてこの部分を国の補助金を使った中でやらせてもらうということでもあります。

それと、もう1つ、今、知内のさけますふ化場がなかなかやっぱり回帰率が一番、低いふ化場になっているということが、今、原因として分かっています、その取水対策もこの制度の中で、今、やろうという形で、後年次にその事業もご提案を申し上げたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番。

◎ 4 番（松井盛泰）

これでやめますけれども、私は初めから全然、理解はしていません。ただ、趣味の世界から全然脱していないというところがまず、第1点です。いろいろな将来的な展望があったにしても、何の裏付けもない。きちんとそういうのを示した中で、年度毎にこういうような形に出てくるんだよということであれば分かりますよ。これやってしまった。これを今、4千万円の中で、1,800万円町費突っ込むんですよ、趣味でやるところに。何の意味があります。私はそう思いますけれどもね。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

それは、各議員の考え方だと思いますけれども、私は趣味のためにこの事業を実施するという考え方は全くありません。基本的には、知内川の復元ということで、今回、事業を組ませていただいたということで、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番。

◎ 4 番（松井盛泰）

単刀直入に言いますけれども、1, 800万円こういうところに使うんだったら、まだまだ使うところあるんじゃないですか。同じ漁業者のことを考えるんだったら、ここでなくて、先にまだ手を付けなければならないところがあると思うんですよ。私の言いたいのは、そこ。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっと違う方なんですけれども、以前、まちづくり拠点施設の関係で、その水の広場、親水広場を活用したイメージ作りしましたよね。これ間違いなかった。全体で、まちづくり拠点施設を確認して、その河川敷のこういう広場も利用するというイメージ、確か写真で見たような記憶があったんですね。これと結びつくんですか。全く違うの。将来、拠点施設どこにいったのか、今、予算の中でやろうと思っていたんですけれども、目に付かないような状態、それを今、やろうという方向で固めて、最終的にここと結びながら、全体でいろいろな交流を図るのかなというイメージであれば理解はするんですよ。要するにこれと絡めてね。それが全く別だということであれば、今、4番議員が言ったように、何で単体で無駄なことをしなければならないのかなというイメージがあるんですよ。それは同じです。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

無駄な事業と言われると、ちょっと私も心外なんですけれども、基本的に今、言うように、交流人口を増やすということを私は目的にしているんです。これで、確かに趣味の世界だと言われてしまうと、それは感じ方で違うと思いますけれども、私は違う。知内川の復元ということをまず第一に上げさせてもらったことです。その中で、北海道に対していろいろと協議をさせていただいた時点で、もう既存の魚道があるので、これはもう北海道の財政支援をあてにしてもどうしようもないということがあったものですから、そしたら、私は町事業として国からの補助金をいただく中で事業展開をすることによって、将来的に北海道からの支援もいただけるという判断の下にこの事業を手を挙げさせていただいたということです。これは、私がこの事業という話ではなくて、北海道と本庁の方といろいろと協議をさせていただいたときに、財政支援については、北海道としても全面的に協力をするので、この事業を要するに手を上げてほしいということと、もし、この事業が今、24年度の補正で採択をしていただきましたけれども、採択がなかった場合については、北海道の地域政策補助金、これを要するに充てるということで、2つの選択肢の中で、今回、国からの補助金をいただけたということでありまして、今回、提案をさせていただいているということです。ですから、基本的に今、まちづくり交流拠点施設ということも交流人口の拡大でありますけれども、それと連動した中で、私は町外から来ていただく人方を少しでもやっぱり取り込もうという考え方で、この事業を手を上げさせていただいたと

いうことをご理解をいただければ思っています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

無駄という言い方、ちょっと失礼だったかもしれませんが、基本的には頭首工をイメージして、まず、事業を進める。そして、それを拡大して、この広場、駐車場なり、大会のイメージとかいろいろありますけれども、そこまで子どもたちのためにもそういう環境の大事さ、いろいろありますので、そういう環境整備をするということなんでしょうけれども、ただ、自分としては、できれば、もし、本当に町長の拠点づくりをイメージしているのであれば、それと連動したということ言ってもらえればすっきりするという感じの構想なのかなという感じで受け止めています。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

ちょっと提案の仕方で説明不足だったと思いますけれども、基本的に今、課長から言いましたけれども、交流事業を拡大したいということです。それと、私は行政執行というか、町長にならせていただいた政策の中に、この地域特性ということから初めから入れさせていただいております。知内川の復元ということで。それで、今、考えたのは、私、小さいときに、知内川との要するに親しみというか、すごく心に残っているんです。実は親父に連れられて行って、アユを捕ったり、そんなことであるんですよ。今の子どもたちというのは、なかなかそういう環境にやっぱり親しむことができないということで、それであそこに魚道に設置をして、周辺を整備することによって、子どもたちをそこに連れて行く、そして、知内川にこんな魚が要するに棲息している、その辺も是非、子どもたちにそういう感覚を味わっていただいて、知内川のやっぱり良さ、そして、今、いろいろと課題となってきました、知内川の復元に向けて、ある程度、年数をかけた中で、道との協議をしながら、何とか整備を進めていきたいと。それが知内町の特性を生かす、大きな1つの目的であるということをご理解をしていただければと思います。それと、さっきちょっと補足で説明をさせていただきましたけれども、その同じ仕組みの中で、今のさけますふ化場、これはですね、今回の行政執行の中にも入れさせていただきましたけれども、基本的には、増協の事業ということで考えているんです。ただ、増協というのは、1番議員ご承知のとおり、なかなかやっぱり財政的なものの手当てが難しい団体でありますので、何とか私は補助金を付けてもらうということで、この部分についてももう本庁の方と協議を済ませてあります。ですから、それはある程度、財源対策として、国からの補助金をいただいた中で、あとは増協がどんな判断をするか、そして、北海道から財政支援をどんな形でしていただけるか、その中で、町が漁業振興としてどんな形で支援をできるのか、これを25年度増協と協議をするということで、今、進めようと思っておりますし、北海道方にもその旨を伝えて、ご理解をいただいているということで、全体の中で、事業として取り組んでいこうということでもあります。

その中で、1人でも多くの人方が、趣味の世界と言ってしまうと、これはちょっとあれなんですけれども、やっぱり25cm・26cmのですね、天然アユが知内にある、そして、釣りができるということは、これはですね、そういう釣りの人方というのは、すごくネットで町民の人がネットで今、紹介をしていますので、すごく反響が多いということでもありますので、そういう人方もやっぱり取り組みたいと。そして、将来的には、その知内のアユをですね、私は今、交流拠点として整備をさせていただけるのであれば、その中で、知内町の特産品としてアユもそこに展示できればなど、そんな今、考え方をさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

町長に確認のために、これもう一度、お伺いしたいんですけれども、前に控室でこの部分の説明を受けた経緯があるんですけれども、養殖事業がまず、これが養殖事業の部分で前、ふ化場の水温が高くて、本当は4月頃が一番、放流するのにベストな時期なんですけれども、うちの町の場合は、水温が高くて、2月に前もって前倒しで放流しなければならないということ、それで、歩留まりがすごく悪いという何か説明を受けたんですけれども、この事業によって、それはある程度、4月頃まで遅くできて、4月の一番良い時期に放流事業というか、そういうものが実際できるということに理解してよろしいのでしょうか。その辺、まず、1点、お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

この事業とは、直接、今回のやつとは別な事業ということで、今、考えておりますが、全体の中で、この前、ちょっと説明させていただいたところでありまして、やはり今、2つの井戸からふ化場の水源を確保しているということなんです。これが今、議員が言われましたように、温度が高いものですから、成長が早いということで、成長が早くなることによって、やっぱりその水槽に置けないものですから、早く離さなければならないということが、今回の調査でこれは判明しました。それは、増協の方で機関に委託をして、その辺が判明しました。その中で、それを防ぐために、今、知内川から要するに取水をするということで、先般、ちょっと申し上げましたけれども、その工事費として、今、1億3千万円という事業費も確定をしています。そのことによって、水温が抑えられるということと、今、2本の井戸で水源を取っていますけれども、水量不足なんだそうです。それで、100パーセント水槽が使われていないという現状もあるということですから、知内川から、本流から取水をすることによって、水源の確保とそれと水温の上昇を防げるという、これもコンサルの方からもう結果として出されておりますので、ただ、今、問題は要するに財源対策です。1億3千万円という事業をどんな形で財政対策をするかということが1つ課題であります。それと、水利権です。水利権が1つ、今、知内川から取水をするということが、当然、水利

権が出てきますから、この問題を財源対策、それから、水利権を25年度の中にある程度、方向付けをして、そして、26年度の事業としてこの補助制度を使って、国に要望するというところで、これはもう本庁と協議を済ませているということでご理解をしていただければと思います。そうすると、その成長を少し遅らせること、そして、適期に放流できるということももうコンサルの方からそういう検証も出されていますので、そんなことでご理解をしていただければと思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5番（谷口康之）

私、漁師でないから分からないんですけども、極端な言い方をすると、単純に言いますとですね、うちの町の前の浜の現状を見ますと、養殖はある程度きちんとした計画はできるんでしょうけれども、今、捕る魚はほとんどいないと嘆いている現状だと思うんですよ。その部分について、これがどのような形で、そういう方々に対して、将来的にプラスになるのか、私、ちょっとイメージ的に分からないんですが、その辺について、町長、長い展望になるかもしれませんが、考えがあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今の知内川本流から取水をすることによって、回帰率を上げれるかというのは、これはですね、簡単に今、この場で私は要するに回帰率を大幅に回復できるということは、なかなか言い切れないんですけども、ただ、現状として、そういう課題があるということでもありますので、私はまず、その課題を解決するがためにですね、どんな形で今、やれるかということで、検討していただいたのが本流から要するに水を取ろうということで、水温を下げれるという判断を今、コンサルの方からされていますので、それをまず、やることによって、適期に放流ができるということでもありますので、そんなことで今、取り組みをさせてもらいたいということでもあります。ですから、それが今、渡島檜山管内でふ化場で今、一番回帰率が低い知内のさけますふ化場になっているんです。これは現状として、実績として出ていますから、それが要するに工事をやって、そういう体制を整えた時点で回帰率が上がるということを期待しながら、今、手をかけさせてもらえればということと、それから、増協としても、何とかそういう課題解決をしたいと。それで、町として何とかそういう支援をしていただけないかということで、先般の理事会等で相談を受けているということで、ご理解をしていただければと思います。それと、今、やっぱりずっともうここ何年も高水温が続いています。ですから、その問題のほかに高水温対策ということも今、あるんですね。これは、渡島檜山だけではなくて、全道一体として今、高水温対策をどうすべきかということで、今、研究組織が立ち上げていますので、その辺も含めながら、ただ、残念ながら、その情報というのは、行政に全く連絡いただけないという今、状況がありました。ですから、この問題が長年の知内町のさけますふ化場の課題であり

ますというのは、昨年、私、たまたま渡島町村会の代表として、福島の町長、私、それから、森、そして、ふ化場がある町村長が、さけます増協の理事として出席させていただいたときに、そういう発言をいただいたということなんです。それで、うちの行政としては、全くそういう情報というのは、今、初めて聞くんですよということを話をさせていただいていますので、その辺の北海道全体としての要するに関係機関等で検討されたものについては、全て行政の方に情報を流していただければということも話をさせていただいておりますので、まず、手がかりとして、今の課題解決として、何とかそれを手掛けて少しでもやっぱり回帰率を高める、それが要するに浜での要するに定置の人方、今、それを収入源としている漁師の人方がいる話ですから、それが要するに回帰をすることによって、収入が上がるということであると私は理解していますので、それも1つの漁業振興になるんだろうと、そういうふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

6番、泉君。

◎ 6番（泉政栄）

私も議員の1人で、ちょっと期待している面と不安な面を話させていただきま。この頭首工の魚道の設置なのですが、先日、プラモデルでもないな、仮想のあれを見せてもらって、これが可能であれば、小さな魚も遡上するというのは可能だろうというふうに期待します。そして、先ほど、アユの遡上も期待できるということで、それも向こうの方で、アユ釣りの姿を見られるというのは、すごく素敵だし、是非、進めていって、補助を上手く利用して進めていけるということであれば、是非、進めていっていただきたい。ただ、この説明書の中に1つある、親水広場のことをちょっと不安に思います。と言いますのは、これがあれば、例えば、アユが遡上してきて、子ども連れの親もここへ車を停めて、子どもを遊ばせて、アユ釣りができるというふうに考えればすごく素敵なんです。なんですが、ここの知内の広場にもキャンプ場にもありますように、子どもたちが水に親しめるようにわざわざ作って、子どもが遊べるような状態のところは広場の中にあるのに、それが今では下にごみが溜まって、子どもたちが水遊びをしたらそれが浮いてくるような状態になってしまっているんですよ。利用する人はこちらの方がずっと多いと思う。向こうの方がずっと少ないと思うんです。なのに、利用する人の多いところのその水遊び場が、そのような状態になっているし、その二の舞になるんじゃないかという心配があるんです。ですから、この親水広場の具体的な青写真と言いますか、例えば、人手をかけなくても、子どもがいつでも遊びに行けるとか、そういうのであれば、私もいいなと思います。ただ、わざわざ人が管理をして、子どもが遊びに行ったときに誰か見ている人がいなくちゃいけないというふうであれば、事故のことを考えれば、それはちょっと心配です。あと、補助を受けるために、受けやすいようにするために、この親水広場というのがセットであった方が申請しやすいのかなと私、勝手に考えたんだけど、もし、この親水広場が関係ないのであれば、私はまず、川の方を進めていってほしいなと思

います。ですから、この広場をわざわざ一緒にセットにしたのは、そういう意味があるのでしょうか、ないのでしょうか。あった方が申請しやすかったんでしょう。それをちょっと伺いたいんですけども。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

先ほども課長の方からも説明をしていますけれども、基本的には要するに交流人口の拡大ということを1つの施設を整備することによって、そういうことでもありますので、魚道だけでもそういう形での釣り客というのは来るんですけども、そこに家族でやっぱり親しめる環境づくりということが、それが要するに交流人口に繋がってくるだろうということと、それと、地元の子どもたち、そして、町外からも要するにそこに来ることによって、水に親しめる環境ということを1つのセットとして今、事業として手を挙げさせていただいたということで、ご理解をしていただければと思います。それで、今、ご指摘の所管でも今のファミリースポーツ広場の水の広場、今、議員からも指摘がありましたけれども、なかなか使いづらい今、形になっているということもご指摘いただいていますので、その辺も十分、考慮した中で、全体の要するに今、計画というのが、これから進めさせていただければと思いますので、それを十分に子どもたちが行って直ぐそれに親しめる環境づくりということを念頭に入れてさせていただいて整備を進めさせていただければと思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

答弁漏れ。親水広場が交付金をもらう要件に入っているのか。

◎ 町 長（大野幸孝）

ですから、全体、要するに魚道だけという話になると、やっぱり交流人口の要するに目的にやっぱり合致しないということでありまして、全体の要するにそういう親しめる環境づくり、これも1つの要するに事業メニューの中で取り組んで、今回、補助採択をしていただいたということでご理解いただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、泉君。

◎ 6 番（泉 政栄）

ということであれば分かりました。ただ、私としてはやっぱりそれだけでも不安は残ります。ですから、さっきも言いましたけれども、具体的にどのような楽しい子どもたちの安全で遊べる場所になるのか、そのような具体的な例をもうちょっと青写真という形で構わないから、そういう説明もしてもらえれば、私たちが賛成の手は上げやすいということですので、お願いします。青写真を出すということで、お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

今のはそういう資料の請求ですか。

暫時休憩します。

(休憩 午後 1時58分)

(再開 午後 1時58分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

今、6番、泉議員から青写真のようなものがあるのかという質問ですので、答弁をお願いします。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (手塚恵一)

ご説明致します。今現在は、青写真はまだございません。それで、26年度の事業費も記載しておりますが、その中で調査委託をかけて、どのような形で一番、効率的な親水広場ができるのか、調査委託をする予定であります。その上で、施行もしたいと思っています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。

3番、山田君。

◎ 3 番 (山田 顯)

私は、現在の知内川は、川釣りのプロの方々がしょっちゅう来るわけですね。それで、うちの方に泊まったりするんですけども、そのプロの人たちの目から見ると、知内川というのは、現在、死んだ川だと、このように仲間同士で言っているらしいです。だから、そういう意味からするとですね、今、町長が提案する川を復元して、そして、環境を良くし、そして、更には、交流人口拡充とか、あるいは、自然の環境を良くする、そういう提案に対しては、私は一定の理解を示しております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

山田議員、今のは質疑じゃないんですか。

◎ 3 番 (山田 顯)

そういう意味でね、町長は提案しているんじゃないですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

大野町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、3番議員からご指摘いただきましたけれども、基本的にはそういう知内川の復元をすることによって、町外からの要するに交流人口を増やせるという形での目的で今回、手をかけさせていただいているということで、ご理解をいただければと思います。それと、私が今、これをやることによって、先ほど、ちょっと言いました。少し長いスパンで知内川の復元に取り組みたいというのは、これを1つやることによって、今、問題となっています、本流の濁水対策です。これがですね、今、農業事務所の方で、あるポイントで、小河川からのどんな形で、そういう濁水が本流に流れ込んでいるかという調査も実はいただいております。これは町の方からお金を出してどうのこうのではなくて、要するに農業ダムからの濁水が今、知内川の環境を悪化していますよと。それが強いては、海で養殖している漁業の影響もあるんですよという話をさせてもらっている段階で、自

主的に今、開建の方で、そういう事業も調査もしていただいています。現実的に昨年も年度途中でありましたけれども、ポイントを決めてその成果というか、検査の結果も私のところに資料としていただいています。そんなことから、全てのもので知内川の復元をやることによって、全体的な取組みが可能であろうということでもあります。それと、もう1つ、その魚道を設置することによって、上流の斉藤製作所のすぐそばに、コモナイという小さい川があります。これが要するに知内の川を守る、要するに小河川だということでは言われています。ところが、残念ながら、そこをJRの青函トンネルの建設地に砂防ダム、今、3箇所、上流にあるんです。ここには全く魚道が設置されていません。そんなことも、もし、これをやらせていただければ、全て知内川の主流の部分も全て今、魚道の要望も道の方に私は進めて、提案をしていける1つのきっかけとして今回、取り組ませていただければと思っているところでもあります。それと、先ほどちょっと5番委員からも質問ありましたけれども、サケマスふ化場の関係でありますけれども、これもですね、やっぱり知内の回帰率が一番低いふ化場になっているということをお話してもらいましたけれども、その水温の高さだけが要するに回帰率を低くしているのかということもありますので、まず、知内川の環境を整えることによって、従来の鼻曲がりのサケを遡上してもらえる、そういう環境もですね、1つ考えの中に入れていただいていますので、何とか議員の皆様方には、ご理解をしていただければと思っています。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

サケのことでちょっと。以前は国直轄で、それで、道と渡島と入って、中間やって、今は渡島増協に移行されたという経緯があります。以前は、今、言われるように、鼻曲がり、純粋な知内の子どもでしたけれども、今は混入も認められているということで、純粋な多分、知内の以前のサケというのは不可能なのかなという気はしているんですけれども、ただ、今、やり方で、できるのか、できないのか分かりませんが、ただ、今、そういう状況の中で、先ほど、町で何とか取水応援したいという温かい言葉を以前からもらっています。ただ、先ほど言うように、今、渡島なんですね、渡島で例えば、福島も復活しました。ふ化場。それで、渡島の責任で今、やっている中で、果たして、知内町が国半分、あと、増協がどのくらい力あるのか、自分にはまだ予算見えていけませんので分かりませんが、あとその応分の負担を町が支援するという今、形を取るんだろうと思いますけれども、どうなんだと、渡島増協の専務には、やっぱり渡島で責任を持ってやるべき事業だろうということ、どうしても軍資金が足りなかったら、何年かで賦課金回収すれば、我々ですね、漁業者から捕った量の見合いの賦課金ももらっていますので、賦課金を回収する間、町から借りたらどうなんだという話もしています。ですから、あくまでも甘い言葉というか、町が増協に応援をする、これはあげるという話ではなくて、あくまでも融資だとか、そういうのが可能であれば、そちらの方向でもいいんじゃないかということで、専務にはお話をしていますので、是非、どうやっても使わさるのは基金だと思いますので、無駄のない

ように是非、これからの話でしょうからお願いをしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、1番議員がご指摘のとおりであります。私は町が積極的に支援をするということは、一切、言っていません。まず、サケマス増協として、どういう財源対策ができるか、まず、それが先決であると。その中で要するに提案をしてもらわなければ、それは基本的に町の要するにサケマスふ化場でありますけれども、ただ、地元にやっぱりそういう業をしている人方が現実的にいるんですよ。その中で、町としてどんな形で支援できるかについては、それは、協議をさせていただきますよということしか言っていません。それと、果たして、その1億3千万円、本当に知内川から取水をすることによって、それが解決するのか、それと、もう1つが、冷却をする機械があるんだそうですね、確か5千万円とか6千万円と聞いていましたけれども、それで、果たして要するに今の課題が解決できないのか、まだまだいろいろとやっぱり選択肢があるんだろうと思っています。そんなことから、25年度、その辺も含めた中で、ただ、現実的に今、知内でふ化したものを茂辺地に持って行って、要するに成長を遅らせているという、これは現実的にきっと1番議員もこの辺の情報というのは聞いていると思うんですけども、それを要するに茂辺地で離されたら、やっぱり知内川に帰ってこないんだと思うんです。私は素人で分かりませんが。それと、いつも見ている、八雲の鼻曲がりって、大々的に新聞に出ます。私はあれを見てね、本当にショックなんです。なんで、知内の要するに鼻曲がりになくなって、八雲が復活しているのかというのは、あれは要するに知内の卵を八雲に持って行って、そういう経過も以前にあるということを知っていますので、何とかその辺も含めた中で、知内川の従来やっぱり鼻曲がり復活できる、何とかそういう手法もできないのかなということで、今回、そういうことも含めた中で、事業として取り組ませていただければと思っています。決して、私は大盤振る舞いで、町がやりますよという考え、一切、それは言っていません。要するに増協のまず、専務、それは財源対策をどうするのか、それをきちんと提案してからでなければ、うちはそれは協議もできないし、そして、渡島総合振興局の部長ともいろいろと協議をさせてもらって、町長、それはきちんと増協にただ、私は言ったのは、おかしいよと、施設の今、管理は、所有は北海道なんです。管理は増協になっている。施設自体は、あなた方の責任であるんだから、道としての考え方だって、そこに反映されなきゃだめだよという話もしていますので、その辺は十分、慎重に対応をさせてもらえればと思っています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

質疑の途中ではありますが、中学校の海外研修の発表の時間でもありますので、ここで暫時休憩したいと思いますのですが、よろしいですか。

まだ終わらないから。討論も採決まであるから。

それでは、暫時休憩します。再会は、3時30分と致します。

（ 休憩 午後 2時08分 ）

(再開 午後 3時33分)

◎ 議長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開致します。

只今、議案第29号の質疑中であります。

只今、理事者側より説明不足の部分があるので、追加説明したいということがありますので、許します。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (手塚恵一)

追加でちょっと説明をさせていただきたいのですが、補正予算の6ページをちょっと見ていただきたいと思いますのですが、6ページ、今回の補正事業費が委託費・工事請負費、合わせて2千万円であります。その財源内訳なのですが、国庫支出金で1,820万円、一般財源180万円であります。それで、この国庫支出金の内訳なんですけれども、歳入の方の4ページをご覧くださいと思います。今回、農山漁村活性化プロジェクト、国の24年度の補正事業のうちの方で要望を出しまして、採択されたことによりまして、この事業の補助残分に対しましては、地域の元気臨時交付金の算定となっております。したがって、ここにも記載しておりますが、補助残に対して、地域の元気臨時交付金720万円を充てるということになっておりますので、これが事業申請なければ、この地域の元気臨時交付金の国の方からくる算定もありませんということで、ご理解いただければと思います。終わります。

◎ 議長 (伊藤政博)

質疑継続中であります。ほかに質疑ありませんか。

特段、質疑がないようであります。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4番 (松井盛泰)

反対討論ではないですね。中間討論でもよろしいですか。今、財源の最終的には、180万円という数字を聞きましたけれども、財源の多少に関わらず、良いものは良い、悪いものは悪いと判断をしたいというところがございますが、しかし、先ほどもまでは絶対、反対しようという気持ちでございましたが、いろいろと考えた中で、町長が知内川の復元をしたいという気持ち、これは理解しないわけではない。180万円できるのであれば、まず、やっていただきたい。ただ、1つは、えん堤の下に親水公園をつくるのに、絶対、あとでこれは問題が起きるんだろうと思います。この責任が誰が取るのか、この辺を明確にさせていただきたい。それと、この補正をやっている中で、説明と答弁、いろいろしましたけれども、やはりきちんと分けて、この事業ともう1つのふ化場の問題とは、全く別問題なんです。将来、こういう形で結びつけていきたいという気持ちは分かりますけれども、そういうところに結びつけての質問というのは、如何なものかと、特に感じたところがございます。そういうことで、知内川の復元、ただ1点に期待をして、この案件に賛成をしたいと思います。以上です。

◎ 議長 (伊藤政博)

賛成討論がありました。反対討論ありませんか。
そのほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第14号 知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第9、議案第14号『知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長 (網野 真)

議案第14号、知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

本条例制定の趣旨につきましては、昨日の議案第13号と同様に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部改正に伴い、厚生労働省が定めていた介護予防サービスの基準について条例で定めるものであり、本条例は、平成25年4月1日からの施行を予定しているものであります。なお、条例の内容につきましては、生活福祉課長からこの後、説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (大野 樹)

それでは、議案の説明の前に資料で説明したいと思います。予算説明資料見出し2、生活福祉課5ページをお開きください。昨日、条例第13号の関係で、四角の中の①の指定地域密着型サービス、8サービスについて、説明を致しました。それで、今回、14号につきましては、②の指定地域密着型介護予防サービスの

関係につきましては、そこに記載の介護予防認知症対応型通所介護、それから、介護予防小規模多用途型居宅介護、それから、介護予防認知症対応型共同生活介護ということで、3つのサービスが対象になります。この対象となるサービスの利用者につきましては、要支援の1・2の方が対象になるということでありまして、

次のページをご覧ください。6ページですけれども、これにつきましては、13号・14号ともに該当するわけですけれども、上から2行目の人員の基準・設備の基準・運営の基準・指定基準を定めるということになっております。そこで、人員の基準の中にありますように、従うべき、それから、標準、それから、参酌ということになっております。これにつきましては、国の法律に従うべき、それから、標準として使うもの、それから、参考として使うものということで整理をしているということで、ご理解をいただきたいと思っております。7ページをご覧ください。いただければ、従うべき基準というのは、必ず、国の適合をしなければならないということになっているということです。それから、標準というのは、国の基準を上回る内容、または、異なる内容を定める程の特段の事情や地域性は認められないと判断するため、現行の省令どおりの基準とするということでありまして。それから、参酌すべく基準というのは、基本的には、現行の国の奨励基準で、十分、適正なサービス運営は可能と判断できる状況ということで、あくまでも参考にするということで整理をするということでございますので、昨日、ちょっと説明不足だった点も含めて、説明をさせていただきました。

それでは、議案に戻ります。議案の1ページをご覧ください。条例につきましては、第1条から第90条までになっております。

第1章につきましては、総則で、第1条から第3条までとなっております。

第2章につきましては、介護予定認知症対応型通所介護につきましては、予防認知症対応型通所介護の基準を定めたものですけれども、認知症である要支援者が居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、特養や老人デイサービス、センターに通って日常生活上の支援や機能訓練を行い、生活機能の維持、向上を目指すということになっております。第4条から第42条までとなっております。

第3章につきましては、介護予定小規模多機能型居宅介護の基準で、要支援者が可能な限り、その居宅やサービス拠点への通所や短期間宿泊により、自立した日常生活を営むことができるよう、支援や機能訓練を行うというサービスのサービスであります。条例につきましては、第43条から第69条までとなっております。

第4章につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護でありますけれども、この基準で、認知症である要支援者に可能な限り共同生活、住居で日常生活上の支援や機能訓練を行い、生活機能の維持、向上を目指すという内容のサービスであります。これにつきましては、第70条から第90条までとなっております。この条例につきましては、先ほども説明しましたとおり、要支援1と2の方が対象になるということで、ご理解をいただきたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第15号 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第10、議案第15号、『指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長(網野 真)

議案第15号、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について。

指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

本条例の趣旨につきましても、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部改正に伴い、介護老人福祉施設の定員、各サービス事業者の法人格にかかる基準について、条例で定めることが必要となり、本条例を制定するものであります。なお、本条例の施行につきましても、平成25年4月1日からであります。条例の内容につきましては、生活福祉課長から説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長(伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(大野 樹)

それでは、1ページをご覧ください。この条例につきましては、国の基準と同じということをご理解をいただきたいと思います。

第1条は、目的であります。この条例は、介護保険法(平成9年法律第123

号、以下「法」という。)の規定により、指定地域密着型介護老人福祉施設指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条は、指定地域密着型介護老人保健施設の指定に関する基準ですけれども、法の第78条の2第1項で定める基準に従い、条例で定める数は、29人以下とする。この29人というのは、特別養護老人ホームで、29人以下ということで整理をするものであります。

次に第3条は、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準であります。法の第78条の2第4項第1項の省令の基準に従い、条例で定めるものは法人とするということで、法人格を持った者ということで、整理をするものであります。

次に第4条は、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準でありますけれども、法の115条の12第2項第1項の省令の基準に従い、条例で定めるものは、法人とするということで、これにつきましても、法人格を持った者を対象とするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第16号 知内町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第11、議案第16号、『知内町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長 (網野 真)

議案第16号、知内町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について。知内町道路の構造の技術的基準等を次のとおり制定する。

本条例制定の趣旨につきましても、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法の一部改正に

に伴い、本条例の第1条にありますとおり、町が管理する道路の構造の技術的基準及び町道に設ける道路標識の寸法について、条例で定めるものであり、本条例は、平成25年4月1にからの施行をするものであります。条例の内容につきましては、建設水道課長より、このあと説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、資料でご説明致したいと思えます。見出しナンバー4の13ページをお開きください。今回、制定の条例の基準となるものは、国の定めました道路構造令でありまして、道路を作る際、道路を設計する際にですね、この道路構造令の各種数値を使って設計をするものでございます。今回、法律の改正によりまして、この道路構造令と既に北海道の方で道道のため条例を制定しておりますので、その条例を参照しながら検討した結果、国の基準と一部異なる箇所を条例として制定致しましたので、その箇所だけご説明を致したいと思えます。まず、路肩であります。国の基準では、道路区分で細かく規定されておりますが、最小で0.5mとなっております。知内町本条例では、歩道のない道路でも歩行者の状況により通行場所確保のため、幅員を定めることとしまして、定めに自由度を設けました。また、歩道を設ける場合、幅員は国の基準では、最低2m以上となっておりますが、本条例では、例外的に1.5mまで縮小可能としております。また、雪をかばう、これは堆雪幅と言いますが、国の基準では定められておりませんが、堆雪幅を設けることを規定しております。更に視距、これは見える範囲ですが、積雪寒冷地であることから、国の基準よりも長い基準としております。その他、上記以外の項目、各種ありますけれども、これは国の基準どおりとして条例を制定してございます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

課長、今の説明でありますと、町道でですね、これの基準に合う部分と合わない部分といったら、全体的に言ったら、100何線あると思うんですけども、どのくらいの割合になってしまうのか、その辺、把握できますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

例えばですね、1ページをご覧いただきたいと思うのですが、1ページの下の方に第3種、第4種という表があります。それで、まず、この第4種ということに関しましては、いわゆる都市部の道路でございます。それと、ここに出てきていない第1種、第2種というのは、高速道路です。ですから、まず、うちの知内町の現在の道路に該当するのは、第3種になります。第4級というのがですね、

例えば、知内町内でいけば、川沿線だとか、元町線だとか、元町中の川線だとかという道路になります。歩道が付いておりまして、2車線の道路、そして、それ以外の歩道の付いていない、いわゆる4m幅員の道路については、3種5級というものになってまいります。3種5級、この表には出てきていないです。ですから、例えば、第5条を見ていただきたいのですが、第5条の中で、第3種第5級または、第4種第5級の道路にあつては、この限りではないという文言がありますけれども、知内町の道路において、この条例に該当する道路については、3種4級、いわゆる元町線・川沿い線、それから、向かい上雷線・元町中の川線・距離はちょっと手元にはないんですけれども、そういうものがこの条例に該当するというふうに考えていただければと思います。それ以外については、この条例に該当しない3種5級、そういう道路になってまいります。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番。

◎ 5 番（谷口康之）

逆に言いますと、これに該当する路線はそんなに多くないということで、それ以外はこれからは外れてしまうということだから、極端な言い方すると、うちの町の全体の道路見ますと、さっき、私が言いましたように、該当するものを把握すれば、それ以外のものということで、該当するものだけを載せれば、そういうふうな資料は作れるんでしょう。そんなに数多くないから。それ以外は、全部、これに該当するものではないということで、それ作ってもらうことができるんですか。極端な言い方すれば。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

作ることは、うちの道路台帳から持ってくれば、すぐ速やかにできます。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

もし、そういう形で資料もきちんと整備できるものであれば、整備してほしいんですけれども、お願いできます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ちょっと暫時休憩。

（ 休憩 午後 3時56分 ）

（ 再開 午後 3時56分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消します。只今、5番議員より今、議題になっている条例に対象になる3種4級の町道の路線名を教えてくださいということですので、後ほど資料として提出していただきたいと思いますが、そのように取り計らってよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように、対象とする路線名を後ほど資料として提出してください。

ほかに質疑ありませんか。

8番、吉田君。

◎ 8番（吉田峰一）

この規定なんですけれどもね、旧道、今現在持っている道路、これについては、今のままで良いんでしょう。新設する分については、この規定の中に入るという意味ですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

ご説明不足で申し訳ございません。議案の19ページをお開きください。この19ページの附則にですね、附則の2項にこの条例の施行の際、現に新設、または、改築の工事中の町道については、規定に適合しない部分がある場合については、当該規定は適応しないという附則がございまして、25年4月1日以降から施行する新設の道路に関して該当するというところでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第17号 知内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第17号、『知内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について』を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第17号、知内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について。

知内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基

準を定める条例を次のとおり、制定する。

本条例の制定の趣旨につきましても、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、本条例の第1条にありますとおり、高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進にかかる町道の構造に関する基準について条例で定めることが必要となり、本条例を制定するものであります。なお、本条例の施行につきましても、平成25年4月1日からであります。条例の内容につきましては、引き続き、建設水道課長より説明させていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

予算説明資料の見出し4の15ページをお開きください。これは、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために、道路等の構造が移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令で、歩道だとか、立体横断施設、乗合自動車の停留所、駐車場などに構造基準が定められております。本条例につきましては、国の省令を参照し、検討した結果、国の基準どおり、条例で定めております。ただし、路面電車停留所の構造基準というのが国の定めにはあるのですが、当町では、路面電車停留所が該当しておりませんので、今回、この条例には、規定しておりません。議案の11ページをお開きください。こちらにおきましても、経過措置ということですので、2項から6項まで寸法を縮小することができる、やむを得ない場合には、この基準によらないことができるというような緩和規定、あと、期間の規定等を設けておりますので、今後、その辺のやむを得ない事情を勘案しながら、整備に進めていきたいと思っております。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 延会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

お諮りします。3月10日は、休会の日ですが、サンデー議会開催のため、特に会議を開くことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、3月10日は、会議を開くことに決定を致しました。

なお、会議時間は、午前9時30分であります。

お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

本日はこれで延会致します。

（ 延会 午後 4時02分 ）